

第九十八回

參議院農林水產委員會會議錄第八号

昭和五十八年四月十九日(火曜日)  
午前十時十一分開会

委員の異動

四月十四日  
辞任

瀬谷 英行君

補欠選任  
四月十五日  
辞任

秦野 章君

補欠選任  
四月十八日  
辞任

桧垣徳太郎君

補欠選任  
四月十九日  
辞任

中村 裕二君

補欠選任  
田原 武雄君

(一三三)

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これまで直ちに採決に入ります。

労働省労働基準局安全衛生課長 勵衛生課長 福渡 靖君

建設省住宅局民間住宅課長 鹿島 尚武君

建設省住宅局建築物防災対策室 梅野捷一郎君

長

○委員長付した事件

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(下条進一郎君) たゞいまから農林水產委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十四日、瀬谷英行君が委員を辞任され、その補欠として広田幸一君が選任されました。

また、十五日、秦野章君及び桧垣徳太郎君が委員を辞任され、その補欠として中村楨二君及び田原武雄君が選任されました。

また、昨十八日、内藤修治君、古賀雷四郎君、田原武雄君及び三浦八水君が委員を辞任され、その補欠として桧垣徳太郎君、秦野章君、円山雅也君及び内藤健君がそれぞれ選任されました。

また、本日、中村楨二君が委員を辞任され、その補欠として井上裕君が選任されました。

また、本日、中村楨二君が委員を辞任され、その補欠として井上裕君が選任されました。

また、本日、中村楨二君が委員を辞任され、その補欠として井上裕君が選任されました。

また、本日、中村楨二君が委員を辞任され、その補欠として井上裕君が選任されました。

また、本日、中村楨二君が委員を辞任され、その補欠として井上裕君が選任されました。

○委員長(下条進一郎君) 水産業協同組合法の一

部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。

一、任意共済事業については、危険が多く、かつ所得変動も大きな漁業者等の営漁及び生活の実態に即応して、共済内容の充実に努めるとともに、その加入の促進を図るよう指導

二、任意共済事業の推進に当たっては、類似他種共済との間に、相互に節度ある運営がなされよう指導するとともに、都道府県段階のは、事業規模等を考慮して、慎重に対処すること。

三、本任意共済制度、漁船損害等補償制度及び漁業災害補償制度の一元化問題については、漁業者の便益を考慮して、今後とも検討を続けること。

四、漁協系統団体の信用事業が、立ち遅れている実態にかんがみ、貯蓄の増強、為替等の決済機能の拡充、システム化の推進及び系統団体としての特性、専門性を活用し得る体制の整備等につき、強力に指導すること。

五、漁協経営対策については、漁協経営の実態等を踏まえ、合併の促進等適切に対処するよう努めること。

六、漁協監査事業の推進に当たっては、実施体制の拡充強化に努めるとともに、被監査組合の協力の確保、監査結果に基づく経営の改善、行政検査及び監事監査との連携等につき、十分指導すること。

七、漁協等職員の給与等の労働条件の改善につき、適切に指導すること。

以上でございます。

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めます。よって、川村君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、金子農林水産大臣から發言を求められておりますので、この際、これを

許します。金子農林水産大臣。

○國務大臣(金子岩三君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(下条進一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○村沢牧君 防衛問題や外交政策ではしや過ぎて國民の不評を買つた中曾根総理は、内政重視を言い出し、その柱の一つとして緑化運動、緑と小鳥の倍増計画などというアイデアを打ち出し、去る十四日の閣議で緑化推進運動の実施方針を決めたことが報道されています。大臣、あなたは林業を担当する大臣として、この総理のアイデアをどのように受けとめていますか。

○國務大臣(金子岩三君) 近年の森林・林業をめぐる状況に対しましては、従来より造林、林道等の林業生産基盤の整備、林業構造の改善、活力ある山村の育成と担い手の確保等各般の施策を講じてきたところであります。これら林業施策の推進が林業生産活動を支え、森林の有する多面的な機能の發揮、山村社会の活性化に資してきたところと考えているのであります。現下の厳しい諸情勢を踏まえまして、各種施策の一層の充実強化を図つてまいりたいと思います。

○村沢牧君 大臣、私の質問に答えておらないわけですが、中曾根総理の打ち出したこのアイデアについて、大臣としてはどういうふうに受けとめます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めます。

よって、川村君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、金子農林水産大臣から發言を求められておりますので、この際、これを

て、どういうふうに実行していくことされるのか。そのことを聞いています。

○政府委員(秋山智英君) 最近におきますところの綠資源の確保の問題につきましては……

○村沢牧君 長官、大臣に聞いてるんだよ、大臣に。

○政府委員(秋山智英君) 事務的な問題を先に

ちよつと述べさせていただきます。

大変国民的要請が高いわけでございますが、一方におきまして、ただいま大臣が御説明申し上げましたように、林業をめぐる情勢はきわめて厳しくわけでございます。そこで、私どもやはりこれから緑資源を確保するという立場から申しますと、國民を挙げましてこの緑資源を確保し、それを高めていくという方向に進めていかなきやならぬ、そういう考え方で先般の政策を打ち出したものでございます。

○村沢牧君 聞議で決定したといいますからね、大臣はどういうふうに受けとめておるのか。あなたも参考しておったんでしょう。

○國務大臣(金子岩三君) 國土の緑化の推進につきましては、農林省は従来から緑を守り育てておるという観点で、鋭意その施策を推進してまいりました。今後も一層ひとつ努力を

続けてまいります。

○村沢牧君 どうも大臣の答弁はかみ合つておりますが、だんだん聞いていきましょう。

○國務大臣(金子岩三君) この運動の窓口は總理府に置くとというふうに聞いているのですが、事業の内容あるいは実行計画等について總理府から説明してください。

○説明員(合馬敬君) 緑化政策の推進は御承知の

略、一番は、地方公共団体、特に地域住民に密着いたしました市町村が主体となって、広く地域住民、民間団体等の参加を得て、全国的に幅広い国民緑化運動を展開する必要がある、こういうことで、市町村は緑化計画などを定めて計画的に推進することが適切であり、国もそのように働きかけ協力するということでございます。また、地方公共団体におきましては、緑化事業の財源に供する宝くじの発売の検討、緑の羽根募金運動の積極的展開、都市緑化基金の拡充強化の推進が二番目でございます。次に、國におきましても、国有林などを活用いたしました各種の森づくり、都市公園などの國有地の活用、それから技術的援助、苗木、種子のあつせんなどの推進、そのほか本運動の実施につきまして頭著な功績のあった個人、団体に對して内閣総理大臣の表彰などを行うこと、また、緑化につきまして広報活動の積極的な推進を図る、こういったようなものが主な内容でございます。

○村沢牧君 従来政府では、林野庁はもとよりの建設省、文部省その他の省庁でもつても緑化の計画は持つており、あるいは事業を実施しておるわけですね。そこで今度出されたこの緑化推進運動というのは、これにかさ上げして、いままで行っているのは別途のものであるのかどうか

ということですが、それからこの事業は何年度から実施をしていくのか。それからこの事業に要する経費はどのくらいを見込んでおるのか。その内

容は、苗木等は國が交付するとして、これを実際に植樹をする労力等は地方自治体が中心となつてやるのかどうか。そうした内容についてもう少し詳しく説明してください。

○説明員(合馬敬君) これは、現在政府なりが行つております事業と、それから今回起こします運動が別のものかどうかという御質問でございま

すが、もちろん緑化運動はいろいろ広範多岐なのがございますが、これからも國なり地方公共団体なりで現在やつております緑化事業は鋭意推進していただく。さらに、この緑化を図るために

広く国民の力を活用した事業が必要である。こういうことで、今回新しくこの運動を起こしたということが一つでございます。それから、これにつきましては先般この方針を緑化推進会議で決定いたしたところでござりますので、これに基づいて実施いたそ、こういうことでございます。

○村沢牧君 私の質問をよく聞いてくださいな。これに要する経費は一体どのくらいかかるのか、あるいは五十八年度から実施をしていくのか、そのことをいま質問しております。

○説明員(合馬敏君) 一つは、今年度からこれを実施していくことでございます。五十八年度からでございます。

それから、経費の点につきましては、先ほどか

申上げましたように、緑化政策非常に多岐にわたりますが、この運動におきます財源といたまでは、先ほど述べましたような、国なり地方公共団体なりが実施する事業をもつて協力する各種の森づくりなどの事業、あるいは土地の提供、國公有林の活用、さらに加えまして、地方公共団体における宝くじの発売の検討、あるいは緑の羽根募金運動、あるいは都市緑化基金の拡充強化、こういったようなものを各種組み合わせてやりたい、こういうことでございます。

○村沢牧君 五十八年度から実施をするとして、今まで進めていた事業とは別個のものだといふ答弁があつたわけですけれども、それに要する国の経費というのはどのぐらいを見込んでいるんですか。

○説明員(合馬敬君) 緑化運動は、非常にそのやり方、方法、非常に多岐でございまして、これを全体を組み合わせて一つの緑化運動を起こしたいということをございまして、その経費ということになりますと、いろいろな、資金のほかにも、土地をどうするか、いろいろな管理をどうするか、そういうふたような問題を含めてでござりますので、一概に経費と、こう言われましても、それをすべて積み上げるということは、これは不可能かと思いま

○村沢牧君 答弁になつてないですよ。いままで進めてきた事業とは別個のものだ、總理がこううアイデアを打ち出したからやるんですということですよ。それならば、国が当然どのくらいな経費を見込むのか、苗木代をどういうふうに交付するのか、そのことがなくては、ただ絵にかいたもにすぎないじゃないですか。その点は一体どうなんです。

○説明員(合馬敬君) これは、今回起こそうとするのは、一つのいわゆる事業として実施するといふよりも、こういった運動を市町村を主体として起こそう、こういうことでございまして、そのための緑化運動をどう実施していくかということでござりますので、そのためには、その資金のほかにも、いろいろな、土地だとか管理問題だとか、そういうたよなものを含めてこの運動を起こそうということをございまして、資金的にこれをどうこうということ是非常にむずかしいということでござります。

○村沢牧君 たとえば、報道されているように、國民が年間一人二本ずつ苗木を植えましょ、こういうことです。まことに結構なことです。それじやその苗木は全部市町村が購入して植えなさいということなんですか。経費は、今までの予算、五十八年度予算もうすでに決定を見たところであります、その経費の予算の範囲内でやるということなんですか。どういうことなんですか、一体。

○説明員(合馬敬君) 緑化のために年間二億本を植樹するということにつきましては、民間部門を含めまして、植樹の本数、こういったもの計算的に算出するということは、これは非常に御承知のとおり困難なことでござりますが、この運動、すなわち市町村を主体とした緑化運動というものの高まりと、それからいろいろな、この運動におきます多様な方法の組み合わせによってこれを実現していきたい、こういうことでござります。

○村沢牧君 全然私の質問に答えてないんですがね。それじや、この事業は、そういうアイデアを出

して全部市町村にやつてもらおうということなんですか。  
○説明員（合馬敬君） この運動は、あくまでも市町村が自主的に展開をしていくと、そういうことについて國も働きかけ協力する、片や市町村も、これも市町村も、押しつけということではなくて、下からの国民的な要請によってこれを展開していく、そのため國も地方公共団体もいろいろな面で協力していく、その協力の一環として、あるいは土地の提供、それから国有林の活用による各種の森づくり、あるいは、先ほど申し上げました所要の財源措置、そういうふたよなことを考えていくわけでございます。

○村沢牧君 中曾根総理は綠問題をさも内政重視の柱として打ち出したけれども、その程度のことでは単なるアイデアにすぎないじゃないですか。市町村にやつてくださいということ、こんなことは全く絵にかいたもちにすぎないんですよ。大臣はそれをどういうふうに思いますか、大臣。国がそのため金を出さないとすれば、どうなんですか。たゞ市町村やつてください、民間団体やつてください、それつきりじゃないですか。大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員（秋山智英君） ただいまの綠化推進運動の実施方針に関連いたしまして、林野庁関係につきましてちょっと具体的な問題を……

○村沢牧君 そんなことはいいですよ。後から聞きますから、いいですよ。

ちょっとと委員長、私はこの前の質問もそうだったけれども、大臣に聞いているんですよ。大事な問題ですから大臣答えてくれなきゃこれは話にならないですね。

おるんではなくして、まあ俗な言葉で言うなら、いろんな方面から資金を集め、地方公共団体にも協力を願いし、ということでの運動を推進展開しようということになつておるようですが、ういう事業とはちょっと性格が違つておるというふうに御理解をいただきたいと思うのでござります。

○村沢牧君 率直に具体的に聞きますが、国民一人当たり一本ずつ苗木を植えましょと、その苗木代はどこで負担するんですか。

○政府委員(秋山智英君) これは、總理府の方から御説明申し上げましたとおり、この緑資源の重要性にかんがみまして、それぞれの立場で官民協力して植えていくことでござりますので、たとえば緑の羽根賛美金ですと五億円等ござりますが、さらにこれを積極的に活用するとか、あるいは先ほども申しましたように、緑の宝くじの資金を活用するとか、さらにはこれまで年間山野に造林されている本数は大体五億本程度植えられてゐるわけでございますので、それらの関連といたしまして、小中学校の児童に造林をしてもらうものにつきましてはまたこの一環として助成をしていくというふうなことを考えながら、官民それぞれの立場で、いろいろと净金を出し合つてやるという面もございますので、その金をすべて国から貯うということはこれはないと。あらゆる機会を得まして、それぞれの立場での净金等も總合勘案しまして実施していくというふうな趣旨で検討されていると理解しております。

○村沢牧君 官民それぞれの立場で負担をし合うということですが、その官の方の負担ですね、いまで議決をされた予算の中にはそういうものは盛られてゐるんですか。

○政府委員(秋山智英君) たとえば私の方で申し上げますと、國土緑化推進事業と申しますのは從来から引き続き実施してまいつておるところでございます。これに現在私ども予定しております予算は三億円余にわたるわけでございますが、これ

○村沢牧君 今回の緑化推進のこの考え方は、從來の既定の予算の中での事業とは別のものだということの答弁が最初あつたわけなんですよ。いま林野庁長官の答弁は、今までやつてきた予算の中でやつしていくということにしかすぎないわけですね。ですから、したがつてこういう制度をつくったとするならば、運動を進めていくとするならば、新たな予算が必要とするわけなんです。  
大蔵省に伺いますが、予算もすでに議決をされた後でありますから、こうした運動を総理のアイデアによって起こしたと。それに対する予算の裏づけというのはどういうふうに考えますか、予算の要求があつた場合には。

○説明員(浦井洋治君) 緑化推進の関係の予算につきましては、從来から財政当局としても十分配慮してきているところでございまして、関係各省においていろいろな形で緑化推進が行われてきてるわけでございます。今般、こうした從来からの緑化政策を総合的かつ効率的に推進するためにはこの緑化推進連絡会議が設けられたわけでございまして、五十八年度予算は先般成立したわけでございますけれども、今般のこの運動につきましても財政当局といたしましては、既定予算の総合的な、あるいは効率的な使用ということを図ることによつて対処していくべきであると考えております。

○村沢牧君 いろいろ聞いてまいりましたが、結局そういうアイデアを打ち出したけれども、予算の裏づけは新しいものは何にもないんだと、ただアイデアにすぎないと、そういう結論ですね。大臣そうですね、予算の面から見れば、いろいろ總理がああいうアイデアを打ち出したけれども、予算的な裏づけは新しいものは何にもないんだといいままでの予算のやりくりでともかくやっていこうと、そういうことですね、大臣。

○政府委員(秋山智英君) 先ほど申し上げましたが、私どもいたしましては既定の予算を有効活用することはもちろんでございますが、さらには緑の羽根の募金、さらには宝くじ、あるいは都市緑

化基金とそれぞれ地域の皆さんとの連絡等を、やはりこういう時代になればなるほど大いにこれを活用して、御理解をいただきながら緑をつくるということが国民運動としてはきわめて重要でござりますので、私どもはそういう分野の活動をさらに積極的に進めてまいらなければならぬと思っております。なお、緑の資源確保の問題については一ヵ年ということじやございませんで、だんだんとこれは地域の要請に応じて検討していくという側面もございますので、それも御理解いただきたいと存じます。

○村沢牧君 次の問題に入りましよう。

林業の危機」ということが言われて久しいが、先日閣議了承された五十七年度の林業白書を見て、わが国の森林事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるということが報告されています。森林管理の現状、特に林業生産活動の停滞、あるいは適正な管理が行われてない森林が増加をしている。こういったことは白書の指摘をするまでもなくわかっていることでありますけれども、大事なことは、なぜそのような状況になったかといふ要因の分析がされなければならない。これはいろいろな原因があるであろうけれども、林野庁としてはどういうふうに把握をしているのか。と同時に、林業をめぐる諸情勢の変化に対応する具体的な対策は白書でも示さなければならないわけでありますけれども、これについて簡潔にひとつ答弁してください。

が、五十五年の秋から落ちてまいりまして、現在におきましては五十三年価格の前後のところに落ちているわけでございまして、これがなかなか回復し得ないという状況がございます。

一方におきまして、生産費の方でございますが、これはやはり年々四、五%ずつは上がってまいりてきているわけでございまして、この経費の増高という問題がやはり大きな原因になってきているわけでございます。

そこで、私どもこういうふうな不況に対処して進めるためには、やはり当面の木材需要の拡大、それから将来に向けての木材需要の見通しに合った木材関連産業の再編整備の問題、さらには林業生産活動におきましては、何と申しましてもやはり林道等の基盤整備を高めていくということがきわめて重要でござりますので、基礎整備。さらには、いまの、現在の人工林の約五割が間伐対象地域になっていますが、間伐の促進がなかなか現在むずかしい状況にござりますので、その間伐あるいは保育等を適正にするための施策、また林業構造改善の施策というふうなものを積極的に進めているかなぎやならぬというふうに理解しておるわけでございますが、特に本年におきましては、これから御審議いただきますこの緑資源の確保、森林の適正管理のための施策、さらには国産材が外材に対しましてやはり足腰の強い生産地帯として成り得るような国産材の安定供給体制の整備の事業、これもことから進めようと思つていますが、そういうふういろいろの施策を進めながら、山村の活力と林業の振興に寄与してまいろうと考えているわけでござります。特に、今回御審議いただきますところの間伐、保育等の森林整備を市町村によりまして計画をつくっていただきまして、市町村を中心としまして、地域ぐるみでこの計画を実行してまいるということ、また、現在の造林地につきまして、途中で費用負担者等を募集いたしまして、森林の適正管理のために、共有形態で森林を適正に管理しながら、緑資源としての

機能を果たしていくと、いろいろな方向に進めていくことがまた山村の活性化にもつながり、林業の振興にもつながるわけでござりますので、ぜひともう一つ、そういう方向で今後進めてまいりたいと、かたてに考えております。

○村沢牧君 林業がなぜこんなに厳しくなってきましたかということの分析あるいは反省についてはほんとど触れられておらなくて、ただこれは林業をとり巻く環境、外的要因によって厳しくなってきましたというふうなことに答弁があつたわけですけれども、そうじやないと思つんですね。私は、いままで林野庁もいろんな施策を進めてきたけれども林野庁の進めてきた施策が時代の変化に対応する適切なものであつたのかどうか、このことについての反省がなくてはこれから新しい施策は出でてこないと思うんですけども、その点についてはどういうふうに考えますか。

○政府委員(秋山智英君) まず、内外の二つの問題分けて考えてみたいと思います。

ます第一点は外材との結みでござりますが、わが国の森林資源の現在の構造から見てまいりまことに、現在の需要量を晦うためには、当分の間、やはり外材に依存せざるを得ないと、いうことがござります。その場合におきましては、やはり適正に需要に見合った形で計画的に輸入をしていくという体制が必要でございまして、現在私どもそつとあるいは相手国の森林造成への技術的協力などとか、さらには具体的に四半期別に短期の需給見通しをいたしまして、それに基づいた適正な輸入を進めでまいりというふうなことを考えておるところであります。現在の国際環境から申しますと強権的によるところの輸入規制というのには困難でござりますので、需要に見合った適正な輸入をしていく形でこれは自ら調整をして進めていくこと必要であると思いますが、一方におきましては、やはり国産材の利用拡大という問題がきわめて重要でございまして、これまでも木材の需要を拡大するに、木材利用技術あるいは開発というう

うなことで相当力をつぎ込んできておりましても、地方公共団体等にも協力依頼をしながら建設省と連携をとりながら進めてまいっておりますし、また、間伐材がやはり面倒の需要拡大のためにきわめて重要なことでございますので、間伐材の利用開発等につきましても、日本住宅木材技術センターを中心として、また関東省庁と連携をとりながら開発を進めているところでございますが、さらに五十八年度からは比較的林業の成熟度の高い林業地帯において、地域の特性を生かしました林業生産地帯になり得るような、そういう生産システムをつくることでこの活性化を図つてまいりたい、かように考えているところであります。

○村沢牧君 秋山長官、私は林業問題についてはある程度は承知をしているつもりですから、余りくどくどと中身について御説明いたしかなくともわかりますから、時間の都合もありますから答弁簡潔にしてください。

そこで、いまお話をあつた外材の問題ですけれども、なるほど林野庁も需給調整機構なるものをつくておりますけれども、これが効力を上げているんですか、実効性を伴っているんですか、ただ見通しを立てる限りで、そのことが輸入の抑制なり指導につながっておらないじゃないですか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(秋山智英君) 具体的事例で申し上げますと、一昨年の暮れに新旭川の倒産という問題がございまして、それとの関係から若干思惑の輸入がございまして、昨年の二、三月には在庫もふえたわけでございますが、その後輸入調整をとりながら、六月、七月には適正在庫を持ってきておりまして、何と申しますか、やはり関連産業の皆さんもよけいに入れれば当然のことながら材価は下がるわけでござりますので、適正輸入というのは林業関連産業のやはりこれは皆の願いとするところでございまして、以降、ほほ需要に見合った形での輸入をしておりまして、在庫もほぼ適正に

移していいる状況等を考えますと、私どもはやはりこういう行政指導をさらに的確にして、いまさらでは、輸入につきましても需要に見合つた、オーバーな入れ方は今後出てこないというふうに考えられますので、さらにこの問題につきましては、め細かい指導をしてまいりたいと考えています。

○村沢牧君 以上の答弁から、今まで進めてきた農水省の林業施策は適正なものであつたと、いま省みて反省するべき余地はない、そういうことには結論なるんですか。

○政府委員(秋山智英君) 決してそういうふうに申し上げておりませんので、私どもとしましては、鋭意この林業振興のために努力をしてまいりてきましたところでございまして、これまでの各種の山村振興対策、林業振興対策はそういう路線でやつてまいつてきましたわけでございますが、特に、当面緊急の問題といたしましては、人工林の大半を占める間伐対象地の間伐が、五十六年からは間伐総合対策でやつてまいり、それなりの成果が上がっていますけれども、まだ不十分でござりますので、これにつきましては、法的措置をも含めた形で適正化を進めているというようなことを考えておりますし、また、国産材の基地造成ということも考えておきます。五十八年から進めてまいろうと考えておりますのも、外材に対しまして足腰の強い林業生産地帯をつくろうということで考えておるわけでございまして、今後、そういう問題については問題意識をさらに強め、進めてまいりたいと、そういう考え方でございます。

○村沢牧君 それでは、法律に触れて質問いたしますが、林業を振興するため市町村が森林整備計画をつくって地域ぐるみ林業振興を行うということの考え方については、私も賛意を表するものであります。しかし、この市町村の計画と国の計画、つまり全国森林計画なり、あるいは地域森林計画といふのはいかなる関連を持つものであるかどうかということ、この今回の法改正に基づく市町村整備計画といふのは国の計画を単に補完するものであるかどうか、そのこと。そのこととの答弁をいただ

とともに、私は、市町村整備計画に重点を置いて、これらの林業振興施策を立てなければならぬ、そういう見解を持つものであります。これらについて簡潔に答弁してください。

○政府委員(秋山智英君) これまでには、森林資源の維持養成と生産力増強ということで全国の森林計画、さらには各都道府県で地域の森林計画がつくられておるわけでございます。これらの計画に基づきまして、これまででは各森林所有者が属地的に森林施業計画をつくって進めてまいつてきましたが、ただいま申し上げましたような現在の厳しい情勢においては、どうしても市町村段階におきまして地域の森林計画を具体化するためのやはり計画が必要であるという認識に立ちまして、今回、市町村長に森林整備計画をつくって、それによりまして、特に緊急の課題でござりますところの間伐、保育等を進めてまいる、こういう考え方でござります。したがいまして、両者の計画の間に当然のことながら整合性がとられるわけでございまして、単なる補完——補完というとなんですが、やはり一貫性を持った計画体系であるというふうに御理解いただきたいと思います。

なお、これから森林の整備を進め、林業振興を進めるに当たりましては、私はやはり、この森林整備計画と、これまでいろいろと打ち出されましたが、森林総合整備事業であるとか、あるいは林業構造改善事業であるとか間伐促進の事業であるとか、こういう施策と連携をとりながら地域林業の振興を進めてまいりという考え方で進めてまいりたいと考えております。

○村沢牧君 私の記憶によれば、長官は衆議院のこの種の質問に対しては、市町村計画は全国計画を補完するものであるというような答弁をされておるようであります。きょうの答弁を聞いておりますと、補完ではない、一貫性を持ったものであり、整合性を持つものである。整合性はもちらん持たなければいけませんが、その辺をはつきりさしてください。これは地域振興計画の補完

としてやるのか、そうじやなくて、市町村計画を重視してやるのか、その辺について答えてください。

○政府委員(秋山智英君) この森林計画制度の体系下におきましては、従来の全国森林計画、それから地域の森林計画、それから森林所有者の森林施設計画、という体系の中におきまして、今回、市町村長に森林整備計画をつくっていただくわけでございますが、体系下におきましてこれを補完するというふうに御理解をいただきたいと思います。

しかしながら、これを進めるに当たりましては、よりこの森林計画制度全体が計画どおり進み得るために、この森林整備計画を中心にして各種振興施策を関連づけるということで、より活性化を与えてまいり、かように考えているところであります。

○村沢牧君 結局、いまの答弁で、今度出されたこの法律の内容も国の計画を補完するものである、そういうことに改めて答弁があつたわけありますけれども、それでは市町村が地域の実態に即した森林整備計画を樹立しても、国の計画に合致しなければこれを認定するわけにはいかない、こういうことにもなるわけですか、どうなんですか。

○政府委員(秋山智英君) いま申し上げましたのは、体系下でこれは森林整備計画をつくるわけですが、いよいよ考えておられます、また、この各森林所有者がつくります森林施設計画におきましては、この森林整備計画に基づいてつくるということに相なろうと思します。

○村沢牧君 そういうことだと、結局、知事が計画を立てる、その知事の計画をやつぱり補完していくということになつて、市町村の自主性ということが尊重されないということになるんじゃないですか。

そこで、市町村が森林整備計画を立てて地域ぐるみの林業振興を図るために、単に間伐、保育を主体とするだけでなく、総合的なやつぱり計画でなくてはならない。つまり造林から伐採に至るまで、そうした総合的な計画を立て、その中で雇用の創出とか、あるいは林業関係の中小企業の振興、地域の生活環境の整備等を図つていかなければならぬわけなんです。改正法では「間伐、保育その他森林の整備に関する基本的事項」というふうに規定しておりますけれども、他の森林の整備に関する基本的事項には私がいま言つたような問題も含まれるんですか。どうですか。

○政府委員(秋山智英君) まず、前半の御質問でございますが、都道府県知事がつくりますところの地域の森林計画と申しますのは、地域の森林資源を維持養成し、生産力を高めるための基盤となる伐採、それから主伐を中心とする伐採造林、それから伐期等その他の各種の遵守すべき事項が載つているわけですが、今度は具体的に間伐、保育等についての細かい規定がないわけでございます。したがいまして、今回の森林整備計画におきましては、特に現在緊急な課題でございますところの間伐、保育等が適正に行われるような計画内容を主体としておりますので、当然のことながら、そこには自主性というものが出てまいり、ふうに御理解をいただきたいと思います。

○政府委員(秋山智英君) それにつきましては通常で示したいと思っております。

○村沢牧君 そうすると、市町村整備計画では單なる間伐だと保育にとらわれず、林業振興のためには認めていく限りにおいては、後ほど質問しますが、国が何かの財政的な裏づけなり、あるいは援助方法等も考えなければいけませんが、そのように理解していいですか。

○政府委員(秋山智英君) 現在、私ども構想しておりますのは、先生も御指摘ございましたとおり、この林業振興のための計画といふのは十分リンクさせてしまって、間伐促進総合対策事業であるとか森林総合整備事業であるとか林業構造改善事業であるとか、こういうものを有効的に優先的にここに投入することにいたしております。また、農林漁業金融公庫の林業関連資金であるとか林業改善資金というようなものにつきましてもこれに関連づけまして有効活用をしてまいりたいと、かように考えているところであります。

○村沢牧君 次は、市町村の計画を権威あらしめ、さらに実効性を伴うためには、また地域ぐるみの林業振興の運動を起こすためには林業に關係する多くの人たちの意見を聞く必要がある。私たちは

そのための協議会を設置しようということを主張しておるわけですが、これについてはどういうふうに考えていますか。

○政府委員(秋山智英君) 森林整備計画の実効性を確保するためには、やはり樹立に際しまして、必要に応じまして森林所有者その他林業関係者の意見を聞くことはこれは望ましいわけでございます。

そこで、私どもこの制度の運用に当たりましては、森林整備市町村は、森林整備計画の樹立に当たりまして、実効性を確保するため市町村の実情に応じて森林所有者その他林業関係者による協議会の開催等によりまして関係者の意見を聴取するよう努めるものとするというようなことを通達で明示しまして指導してまいりたいと、かように考えております。

○村沢牧君 いま通達でそのことを明らかにするという答弁があつたわけですが、通達よりもやはりもう少し強い指導——通達が弱いというわけじやありませんが、指導方向、こうしたことについて政令等でもってそうしたことを措置していくというようなことは考えておりませんか。

○政府委員(秋山智英君) 間伐、保育と申しますのは、本来これは森林所有者の経営活動の一環としてなさるものでございます。そこで、それがおくれているために今回は行政指導によつてこれを進めてまいり、こういう考え方でございますので、法令等によりまして一律に義務づけることは私ども妥当ではないと考えておるわけでございます。そこで、私ども運用いたしまして関係者の皆さんの意見を協議会等で聽取しながら進めてまいる。あくまでも市町村の自主性を生かし、地域の実情に合つた形でこの協議会が運営されるようになっておるところでございます。

○村沢牧君 ちょっと先ほどの、市町村で立てた自主的な計画に対し、国の援助、補助についてもう一点だけ確認をしておきたいんですけども、間伐、保育に限らず、その他基本的な事項の中には、造林から伐採に至るまで、あるいは労働問

題、あるいは林業関係民間企業の育成、環境整備等含まれてよろしいという答弁ですが、それについても適切な補助体制、あるいは優遇措置を講じておきますか。

○政府委員(秋山智英君) 森林整備計画に関連しまして、活用する地域を単位としましたいろいろの事業につきまして申し上げますと、林業地域の総合整備事業ということで、林道網の整備を中心としまして、あわせて生活環境の整備も行うこの事業も、また森林総合整備事業、これは造林で、植栽から下刈り、除間伐に至るまでの一貫した集団的、計画的、組織的な事業でございますが、これだと、あるいは間伐促進総合対策事業であるとか、林業構造改善事業であるとか、あるいは森林適正管理推進対策事業というようなものはこの計画と十分連携をとつて優先的に採択し得るようにしてまいりたいと考えております。

○村沢牧君 それでは整備市町村を指定する要件の内容について、これは政令で定めることになつてますが、民有林の面積、あるいは人工林の占める比率、間伐、保育を必要とする相当規模以上の森林が集団的に存在をする、このことについて、政令の内容について明瞭にしてください。

○政府委員(秋山智英君) 森林整備市町村の要件としましては、法律第十条の七の第一項にあります民有林の面積規模とか、あるいは人工林率についてであります。この森林整備計画を市町村が中心となりまして立てるに当たりましては、やはり市町村にこの制度を実効あらしめるためにはやはり一定の面積規模が必要であるということで、私ども現在検討しておりますのは、おむね二千ヘクタールをまず要件として現在検討しております。またこの二千ヘクタールで一律に引きますと、それよりも面積が少ないけれども、非常に林業意欲の高い町村があるわけでございます。

○村沢牧君 その対象にならない市町村に対して、これ放任するというわけにいかないんですね。これはどういうふうに指導をしていくんですか。

○政府委員(秋山智英君) 私どもの調査によりまして、いま申しましたような対象の市町村における人工林の割合——ほとんどがこの対象地域に入りました、それ以外はごくわずかでございますので、これにつきましては従来の各種の助成制度を、あるいは融資制度を活用してやっていただくというような、そういう考え方でございます。

○村沢牧君 この法律は、間伐や保育がおくれている特定森林に対して市町村長が実施の勧告をすることができるようになつていて。しかし現行法におきましては各県の民有林の平均の人工林率よ

りも高いところについては対象として考えていらっしゃると思います。

それからさらに、一体的かつ計画的に間伐ない

し保育を進めることがこの制度のねらいでございますので、やはりまとまっていなければなりませんので、やはりまとまります。このままではなかなか効率性が上がらぬわけでございますので、ございますので、やはりまとまります。一定のまとまりのある森林ということでありますと、やはり三百ヘクタール以上まとまりがあることが望ましいと思っておりますし、またそのまとまりの中で人工林率が六割以上あるというふうなところを要件として現在検討をしておるところであります。

○政府委員(秋山智英君) 現在の地域森林計画においても、この都道府県知事が地域森林計画等の勧告をすることができますが、それについては、余りこれは行われておらない。今までの改正によって市町村がこの勧告に対するためにはどのような措置を講じていこうとするんですか。

○政府委員(秋山智英君) 現在の地域森林計画におきますところの都道府県知事の勧告と申しますのは、先ほど触れましたような地域森林計画の中身に関連する範囲でございますので、やはり必要な最小限の税制措置という形でこれはなされておりますが、今回考えております森林整備計画におきますところの市町村長の勧告でございますが、基本的な考え方方は同じでございますけれども、ただこれにつきましては具体的にこの地域の間伐または保育ということを指定しますし、また特におくれていてるところにつきましては、その間伐を指定、指示するわけでございますが、やはり地域の具体的な中身を知つておるところの市町長が間伐促進総合対策とか、あるいは森林総合整備事業というものが等をうまく活用してこの実施を勧告するわけでございますので、私はこの個別、具体的なそういう間伐等に対するところの勧告でござりますので、非常に有効的であると思思います。またこれによりまして森林所有者の経営意欲の喚起を図れるものと期待しておるわけでございます。

○村沢牧君 期待をするだけじゃなくて、やっぱり勧告をする限りにおいてはその勧告が実行されるようだ、こういう指導を講じなければならないわけですから、勧告までする、しかも勧告をしたこの実効が上がっていく、そういうことにについての林野庁としての指導方針というのはどのようなものですか。

○政府委員(秋山智英君) 勧告をするに当たりまして、まずその前の段階では先ほど触れましたように、各種の助成施策を優先的にここに投入して進めるという過程で、まずは森林所有者の経営に

社、森林組合等に委託をすることをまた進め、さらにそれができない場合には森林の所有権の移転等の協議の勧告というようなものもひとつとらせることのうなことでござります。さらには分取育林の締結のあつせんであるとか、あるいは在村の林業経営者、経営意欲の高い人たちへの権利移転等も積極的に行うわけでございますので、これらの一連の流れにおきまして私どもは森林の適正化には相当効果が出てくるものと理解しておりますとこ

たものでありますけれども、林業白書でも述べておるよう、最近間伐、除伐などが適正な管理が行われておらない森林が非常に目立つてきておる。この本法施行によつていかなる成果を期待するか。そして本法を施行することによつてどれだけ促進をするのか、その辺についてはどう考えますか。

○政府委員(秋山智英君) 最近におきますところの間伐面積は、民有林におきまして十ないし十五万ヘクタールでございましたが、五十六年に御承知の間伐の促進総合対策事業を進めることによりまして、年間二十三万ヘクタールまで上つてまいっておりますが、これはまだ十分でございません。現在民有林におきまして初回間伐の実施時期に該当する十六ないし二十五年生の人工林というのは二百六十八万ヘクタールござりますし、それから二回目の間伐時期と申しますと、二十六年から三十五年ぐらいを考えておりますが、その対象には三百七十六万、約三百八十万ぐらいございますと大体年間に適正になされるとすれば四十万ヘクタール前後のやはり間伐が必要であろうと、かように考えておるところでございます。

そこで、今回この法改正によりまして、市町村の整備計画をつくるための法的な位置づけがはつきりしまして、間伐、保育等の整備がなされていくわけでございますが、私はこの市町村全部を一挙に指定するということとは相ならぬと思います。やはり体制的にできるところから順次進めてまいるということになると思ひますので、これから何年でそれが終わるかと、いうことにつきましては、まだ若干はつきりと申し上げがたい点がございますが、現在の先ほど申しましたように二千二百の市町村の中で体制が整備され、こういう計画が立ち得るところ、極力早目に持つていくつもりでございますけれども、体制を整備するところから逐次進めてまいるということで、鋭意間伐、保育を適正に推進するための条件整備をしながら進めてまいるということです。極力現在の二十三万から四十万にいくのを早めたいと思っておりますが、何年ということはまだここで申し上げる段階に至つておらぬわけであります。

よりも体制を整備せなから進めていくということです。これは進めてまいりたいと思っておりますので、当面、まずは三百ないし四百ぐらいはことしでありますので、間伐解消まで何年かというのは、しばらく実行をしながら見通していくなければならぬ、かよう考へておるところでございます。  
○村沢牧君 整備市町村を全部一度に指定するわけではないことはわかるけれども、何年くらいをめどとして、先ほど話があつた二千二百市町村を指定をされようとするんですか。

○政府委員(秋山智英君) 現在、私どもの調査によりますと、林務行政を行ふための課を設置しているところというのは体制が比較的よろしいわけでございまますが、また農林の係の中に林務を設けているところも、これも望ましい市町村でございますけれども、私ども、先ほど触れましたように、この計画を進めるに当たりましては、地域林業育成対策のための事業と関連づけながら進めてまいることがより効果を高めることに相なるわけでございますので、ぜひともそれとの関係を踏まえながら今後進めてまいりたいと思いますが、当面はやはり三百ないし四百はまず進め、逐次拡大していく、こういう考え方で進めてまいりたいと思ひます。

○村沢牧君 当面は三百ないし四百ですけれども、二千二百市町村を何年ぐらいかつて指定をするために促進、指導していくこととされるんですか。

○政府委員(秋山智英君) やはり、これは数年かかるか考へています。

○村沢牧君 きわめて抽象的な答弁ですけれども、そこで間伐の成果を上げるために、間伐材の利用方法をやっぱり改善しなければならない。せつかく間伐をやっても、間伐材がほとんど切り捨てのままに放任をされておつて収入にならない。これでは間伐に要した費用、労費分だけが赤

○政府委員(秋山智英君) 先生御指摘のとおり、やはり間伐材の利用対策がこの事業のためにきわめて重要でございまして、これまでも間伐材の利用開発、新製品の開発等は進めておりまして、最近におきましては間伐材の総合加工、あるいはVLという単板の積層材あるいは集成材、それから畜舎、牧舎への利用とか、畳の床だとか、その他いろいろの利用開発を進めておりまして、これがだんだんと具体化してまいっております。特に間伐材については、セブンバイセブンというふうな新しい工法によるところの住宅等も開発して進めてまいりっているところでござります。

それから、やはりこれから間伐材をより有効に使うためには、生産情報と需要情報をうまくリンクさせましてやる「ことが必要でございますので、五十七年からは、御承知のとおり、需要情報銀行というのを設置しまして、そこで需要と生産県とをうまく連携させながら、システムとして流れるような方法を講じておりますし、またその総合加工施設も各県につくつておるところでございます。

また、間伐を促進するための、まず資金の問題がございますが、これも五十七年から国産材産業振興資金制度の中にこの間伐促進のための資金を、別にファンドをつくりまして進めておるところであります。やはりこれからも私どもはそういう視点に立ちまして、間伐資金の融資枠の拡大であるとか、あるいは需要拡大へのための措置であるとか、さらにも流通をより近代化するための措置というようなことを進めてまいりたいと考えているところであります。

○村沢牧君 進めてまいりたいという気持ちは結構ですが、このような制度をつくつて、間伐に市

町村が力を入れていく、その間伐材の利用についてはさらにその方法を促進をしていく、こういうことが伴わなければいけないんですけども、ただ何回質問してもそういう答弁が返ってくるんで

ございまして、合わせまして約千五百の町村にそ  
ういう専門の課、係があるわけでございますが、  
私ども、五十年代に入りましてから、特に林業振  
興地域の育成対策事業であるとか、あるいは林業

その期待にこたえてやつていくよくな情勢にな  
っているのかどうか、森林組合をどういうふうに  
性化していくのか、そのことについて私は聞いて  
いるんですよ。

思いますが、今日まで進めてきた普及事業に対する評価をし、これからどういうふうに見直しをし、発展をさせていくとされるのですか。

○政府委員(秋山智英君) これにつきましては、現在、間伐材の利用されるものというものは、白書で御承知のとおり、約半分ぐらいでございますけれども、これからはこれを有効に活用する手だてがだんだんとできてまいっておりますので、私は、今後これらの施策が生きていければさらにこの利用度というのは高まつてくると思います。

もう一つ、やはり間伐材の問題は、先ほどお触れられました、やはり間伐材の問題は、先ほどお触れられました、やはり間伐材の問題は、

ましたように、林道、作業道等の搬出施設がきわめて大きなウエートを占めていますので、それについても、これまでやつてまいりましたが、さらにこれからもそういう面の力も注いでまいりたいと考えております。

十分踏まえながら進めでまいりたいと、かように考えておるところであります。

次は森林組合の関係でございますが、私ども森林組合につきましては、これまでも先生、休眠組合というような御指摘いたきましたが、そういうことのないよう活活性化、地域のやはり中核的

まいったわけでございまして、現在一千万ヘクタールの人工林ができ上がったというのも、これにはそういう成果がありますし、また、生産性も上がりつけてきていますのも、あるいはシタケ生産等の専用林産がそれなりの成果が上がつてまいっていますのも、これはやはり普及事業の成果であります。

行政体制、これが整備されなければならないが、それはどういうふうに指導していくのかという、ことと、この事業を促進をしていくための森林組合の果たすべき役割りもこれまた大きいというふうに思うんですけれども、現在の森林組合の状況は

な担い手であるというような私どもは認識の上に立ちましてこれを進めてまいっておるところであります。これまで林業構造改善事業によりまして、これまで林業構造改善事業によりまして、その中身を強化するとか、あるいは森林組合の林産活動を強化、整備する事業であるとか、あるいは健全運営のための監査の措置とかやつて

○村沢牧君 二千二百の市町村を指定をしてその事業を実行させていくためには森林組合のさらなる強化が必要になってくるわけですから、これからよくなつてていくであろうというようなそんな希望的な観測でなくして、もつと林野庁が森林組合の充成強化のために積極的な対応をすべきだ、その

るというふうに私ども理解しております。  
それから、今後の発展でござりますが、先ほど申し上げましたとおり、これから林業はきわめてむずかしい情勢になってきておりますが、さらにもう一つ言つておきたいのは、人工林をしたてた後植えられました人工林というのは、初めて人工林をしたという森林所有者等もございま

皆さんの期待に反して非常に休眠組合が多い。間伐や保育がなかなかできない。この森林組合に対する期待と森林組合の活動の活発化についてどのように考えておるんですか。

おりますが、これから森林整備計画を進めるに当たりましては、何と申しましても、計画そのものは市町村でつくるわけでございますが、実質的な扱い手と申しますのはやはり森林組合でございまので、私どもはこの森林組合を、整備計画の実施に当たりまして、間伐の実施であるとか、ある

とを強く私は要請しておきます。  
次に普及事業についてですが、普及事業が発展してから三十四年たつたわけですが、この事業が時代の変化に対応して林政発展のために果たしてきた役割は、大きいものがあるという、うに私自身も認めておりますが、しかし、臨調

て、やはり間伐、保育というふうな森林の整備についての指導という問題はきわめて重要でござりますし、それからマツクイムシ防除等の指導も重要でございますし、さらには、先ほどお話をござましたが、国産材の有効利用という面、それから流通を円滑化するという面で、川上、川下が一体

めてまいりたいと考えておりますけれども、現在、林務行政を行うための専門の課とか係を設置している市町村というのは約九百ほどでござりますし、それから他の職務と合わせて、たとえば農林係とか林業水産係というふうな形で他の職務と合わせまして林務行政をやっている町村が約六百で

いは保育の実施であるとか、さらには育林分収等についても担い手の一員となるようこれからもさらに進めてまいりたいと、かように考えております。

○村沢牧君 そのように考へて居ることはわかるんですけれども、いまの森林組合の実態の中から、

普及事業の見直しも言っているわけでありますしかし、森林・林業は公益的な役割りも持つて、あるいは地域の実態に即した技術も必要あるし、また林業労働力の高齢化に即応した林業技術の高度化、多様化も求められている、ますます普及事業の重要性が高まっているというふうに

となつてそれをうまく運営するためにはどうしたらいいかということになると、さらには、これからは、水資源の涵養との絡みにおいての奥地の森林林業がどうなつてまいりました特用林産あるいは

機械化、あるいは複合経営の推進というようなことが、当面私どもはやはり林業の普及指導をする上に当たりましては重要な方向であると思いますので、うございます。で、こういうふうな問題を志向しながらやはり重点的に、しかも後継者の育成ながら指導していくことが必要でございますので、そういうことがありますます重要になつてまいりますので、試験研究機関との連携をさらに高めていくとか、やはりこの普及職員に対する研修をさらにその二、二に合つた形で進めてまいるとか、あるいは市町村行政と連携を高めていくとかいうふうな方向で進めてまいらなきやならぬと、かように考えております。

○村沢牧君 普及事業が今日まで林業発展のために果たしてきた役割は大きい、今後も時代の変化に対応する林業を指導するために重要な制度であると、こういう答弁があつたわけでありますけれども、今回法律改正をして、普及事業を補助金方式から交付金方式に改めようとするその根拠は一体何か、この改正は普及事業の後退につながるんじゃないのか、また、臨調答申を尊重するといふたてえからやむを得ずこういうことをするのか、その辺についてはどうなんですか。

○政府委員(秋山智英君) 私ども、臨調の問題もちろん背景がないわけではございませんが、私どもいたしましてはやはりいま申しましたような、これからいろいろの普及事業をより高めでいくに当たりましては、制度的に安定を図るということがまず第一点でございます。それから、各都道府県それぞれその特徴がございますが、自主性を發揮しまして、森林・林業をめぐる情勢の変化に対応した形で効率的、彈力的に運営ができるような方法を練られまして、従来の入件費、物件費、事業費というふうな個別の経費の積み上げによる定率補助金方式を改めまして、普及指導職員の設置、あるいは普及指導の運営というような基礎的経費につきましては、定額の交付金方式でやってまいりたいと、かのように考えておるわけでございます。

交付金方式を導入いたしまして、從來からの都道府県の負担に相当する財源は引き続きまして地方交付税に算入されることになつておるわけですが、いままして、事業に必要な経費は今後とも確保されるわけでございます。また、普及指導の職員の配置義務というのは從来どおりでございまして、またこの予算の執行に当たりましては、適正配置等については十分指導してまいりたいと思っておりますので、私どもいたしましては後退にはならないというふうに理解しております。

○村沢牧君 普及員制度の安定を図るためにこうした措置も必要であるということでありますから、交付金制度にしなかつたつていまでの制度の方がより安定を図ることができるというふうに私は思うんですけども、交付金にしたことによつて、国の財政事情によつて交付金が從来の定率補助方式よりも減額されるような心配はないのかどうか、從来の補助金総額に比べて交付金の総額は減らさない、こういう保証はあるんですか。

○政府委員(秋山智英君) 定額化することによりまして、私はやはり原則的には安定化するわけでございますし、また都道府県のこれにかわる財源についても、地方交付税に算入されるわけでございまして、裏づけ負担は十分從来どおりでございまますので、私といたしましてはそういうことを通じまして、安定的にしかも効率的に事業が実行し得るよう、これはいけるというふうに考えております。

○村沢牧君 国の今まで出していいたような定率補助方式による補助金総額、今度改正になつてきまつた交付金方式、このことによつて、国の財政事情によつてこの交付金が減らされる、総額が減つてくる、そういうことはないですか。

○政府委員(秋山智英君) 物価変動等によりまして林業普及指導事業が円滑にできないと、支障が生ずるような場合におきましては、私どもとしましては、予算折衝等を通じまして、これは適切に対処してまいりたいと、かように考えております。

○村沢牧君 いま長官の答弁は、経済情勢の変化

○政府委員(秋山智英君) これは定額化したわけによって定期的交付金といえどもスライドする必要がある場合にはスライドをしていくというふうに受けとめたんですが、そういう理解でいいですか。  
でございますから、安定的に相なるわけでございますが、ただ、制度の趣旨から申しますと、物価等によりまして事業の実施が円滑にならないといふような、支障を来すというようなところについては私ども予算措置で対処してまいりたいと考えております。  
○村沢牧君 大臣、いま私は長官に質問をしておったんですが、普及制度はいままでは法律による補助であったけれども、今度は交付金制度にかわる。そのことによつて、普及制度の交付金が国の財政事情等によつていままでの補助方式よりも減額される、そんなようなことは絶対しない、なあと、そういうことを大臣としてはつきり答弁でありますか。  
○國務大臣(金子岩三君) 普及事業が後退するようなことは絶対いたしません。  
○村沢牧君 大蔵省もおりますのでお聞きをしますが、いま長官や大臣は、こういう制度を改正したことによつて国の支出する総額等を減らすことはない、あるいは物価の情勢等によつてスライドもあり得るという答弁ですが、大蔵省もよろしいですね。  
○説明員(千野忠男君) 今回の林業普及指導事業の制度の改正につきましては、そのねらいは先ほど農林水産省からもお話をありましたように、地方公共団体の自主性の發揮と、それからいま非常にむずかしい状況にござります林業、諸情勢に即応した事業の効率的、彈力的な運営を図ると、こ<sup>ういうところにねらいがあるわけ</sup>でございまして、そういうことで從來のいわゆる積み上げ方式を直しまして、標準定額による交付金として交付する方式を導入したということでございます。

したかいまして、これによつて財政の何と申しますか、節減を図る、この普及事業の交付金の削減を図るといったねらいではございません。あくまでも、先ほども申し上げましたよくならしいに立つものでございます。

今回の交付金定額方式によりまして、したがつて、性格的には原則として安定的な性格が強まつたと、こういうふうに考えておりますが、申すまでなく、あらゆる経費は最近のような財政事情のもとにありますて、必ずしも例外にはなり得ない、いかなる経費も例外にはなり得ないという意味において、今後とも当然いろいろな状況のもとで見直しはしていくもののございますが、ただ定額化でございますから、原則として安定的な性格が強まつたと、こういうふうに言えると思います。

○村沢牧君 交付金制度になつても財政的な支出はいままでよりも、こういう制度になつたから減らすというようなことはないというふうに私も受けとめておきましょう。

そこで、交付金の制度になつたことによつて、職員定数の確保だとか、あるいは普及活動の水準、これを低下することがあってはならないけれども、これについてはどういうふうに指導するんですか。

○政府委員(秋山智英君) 普及指導事業のやはり根幹は、この職員、普及指導職員によつて担うわけでござりますので、私どもすぐれた普及指導の職員の確保とその適正な配置ということが大事でございまして、これまでもそれに努力をしてきたわけでございますが、今回交付金方式の移行に伴いましても、この普及事業というものが適正かつ円滑に実施するために職員の配置の指針などを示しまして適正を期すると同時に、やはり確保につきましても十分配慮してまいりたい、そういうことによりまして、この普及指導事業の水準の低下の起こらぬように十分都道府県を指導してまいりたいと考えております。

○村沢牧君 ぜひ制度改革によって普及事業の低下につながつてはならない、そのことを強く私は

指摘をし、要請をしておきます。

次に、林業の発展を図るために、法律改正して体制を整備することも必要であるけれども、同時に林業を取り巻く環境の整備も充実をしなければならないわけがありますが、その中で労働問題は、あるいは林業労働者の問題は、本法の目的達成のためにもさわめて重要な問題であります。今日、林業労働者が非常に減少している、あるいは高齢化が進んでいる、若い世代の林業への就職がほとんどない、このままでは林業の担い手がなくなってしまうわけなんです。このことは、民間林業における労働条件がいかに劣悪で魅力のないもの、こうしたことからこういうふうになつていると思うんですが、長官はどのように受けとめておるんですか。

○政府委員(秋山智英君) 先ほどお申し上げておりますとおり、大変林業を取り巻く情勢厳しいわけでございまして、林業生産活動が停滞しておりますとして、林業就業者の雇用量の減少とか、あるいは高齢化が進んでおることもこれは事実でございまます。やはり何と申しましても一朝一夕にはなかなか効果があるという施策はないわけでございます。それからやつぱりその就業の場といしまして林業そのものが魅力のあるものに持つていかなきやならぬということが第一点だと思います。それからやはり第二は生活環境の改善の問題。第三にはやはり林業に従事する方々の労働条件の向上であり、労働安全衛生の確保というような問題が重要であることは論をまちません。そこで、私どもそういうふうな基本的な立場に立ちましてこれまでこの林業生産基盤の整備を進め、同時にこの林業者の山村におきますところの林業者の定住条件整備のための林業地域の総合整備事業であるとかいうようなものを実施していくとともに、森林の適正管理のための施策を進

めてまいりまして魅力ある林業に進めてまいりと申しますと、このままでは林業の担い手がなくなりますと、この若年林業労働力の確保といふこと、グリーンマイスターと呼んでおりますが、そういう人たちを確保するための施策であるとか、さらには林業労働者の福祉の向上と申しますか、働く方々の福祉の向上のために林業退職金共済制度への加入促進等を進めてまいりと申しますが、今後ともこの問題を解決するための施策でござりますので、さらに林業労働力の安定的確保に努めてまいりたいと、かように考えておるところであります。

○村沢牧君 生産基盤の整備、つまり林業生産活動を活発に行えるようになりますと、林業労働者もふえてくるというような見方はきわめて甘い、つまり林業労働の労働条件のやつぱり改善こそその前提に立つものであるというふうに私は理解をします。現に国有林の基幹作業員、つまり現場労働者の賃金も安く決して恵まれた環境ではないけれども、しかしながら新規採用の場合には募集をすれば五倍以上の応募者があるんです。ところが、民有林については山に働くという若い人たちがいない。ですからそれだけ民有林の方が労働条件悪いということなんです。その辺はどういうふうに理解し、どういうふうに改善していくこうと指導するんですか。

○政府委員(秋山智英君) やはり基本的には林業生産活動の活性化、林業の振興ということが重要でございまして、これに関連しましてももちろん労働条件の向上、福祉の向上というのは当然でございますが、これらはいずれも総合的に進めることが重要です。そこで、われわれは先ほど触れましたような各種の施策をやはり今後さらに一層総合的に進めてまいりたいと、かよう考えておるところであります。

○村沢牧君 林業生産活動の振興、活性化を図れば林業労働者がふえてくる、そういう理解なんですか。

活性化を図るために、——図るために林業労働者がなくなつくるんですよ。いまのようでも林業労働改善促進事業等を通じまして就業条件の改善のための施策あるいは地域の林業の中核となりますところの若年林業労働力の確保といふこと、グリーンマイスターと呼んでおりますが、そういう人たちを確保するための施策であるとか、さらには林業労働者の福祉の向上と申しますか、働く方々の福祉の向上のために林業退職金共済制度への加入促進等を進めてまいりと申しますが、今後ともこの問題を解決するための施策でござりますので、さらに林業労働力の安定的確保に努めてまいりたいと、かように考えておるところであります。

○政府委員(秋山智英君) やはり林業の経営基盤が強固になれば私は林業の経営の安定化につながるわけでござりますので、そういうことも十分考慮していかなければなりません。事業を活発に行えばそれだけ人がふえてくるというふうに理解するんですか。

○村沢牧君 そんな状況にならないですよ。じや具体的にお伺いいたしましよう。

民間の林業雇用者ですね、この労働条件はたとえば賃金についてどういう状況になつておるのか、他の工場、産業の民間労働者と比較してどうなのか、あるいは社会保険等の適用状況、他の産業と比べてどういうことになつておるのか、これも簡潔にひとつ答弁してください。

○政府委員(秋山智英君) 林業労働につきましては、やはり作業そのものが季節性があり、労働期間が間断的にならざるを得ないと、一つの特性と申しますか、宿命を持っているわけであります。それからやはり農業と林業を兼業で經營しているというふうな側面が一般的に多いということ、それからやはり一人親方的な存在があると、それからには道具や畜力の自己処理の形態があると、いうようなことで年収を即工場労働者の方々などと比較するというのは非常にこれはいろいろと問題があるんじゃないかと、適当じゃないというふうに考えておるわけでござります。

そこで私ども林業労働者一日当たりの賃金といふのを林業に類似した屋外労働者の賃金実態調査、それから野原の民間林業労働者の賃金実態調査、それから木造材あるいはチエーンソー伐採夫、人力集材、

あるいは機械集材、伐出、雑役というふうなものを平均して見ますと、五十六年度八千百四十五円、これを一〇〇といたしますと、陸上の輸送関係の調査、職種平均でいきますと一万百十円で指數一二四、建設業の調査、職種平均、全平均で見てまいりますと七千九百九十九円で指數が九八というふうな形になつておるわけであります。

それから社会保険の制度の適用状況でございますが、林業労働者への職種の年金あるいは医療保険制度の適用に当たりましてはこの制度そのものが事業所と被保険者との使用関係が明確であるということ、それから安定していると云ふことが許可の基準になつておるというふうなことがあります。そこで林業が作業そのものが季節的であり、あるいは間断的であるということで、あるいはまた農業との兼業が一般的であるというふうには思いますが、林業におきますところの社会保険等の加入状況でございますが、まず災害補償保険でござりますけれども、これは労災保険事業年報によりますと五十五年度末で十九万一千人、それから雇用保険につきましては雇用保険事業月報によりますと五十六年八月末で六万四千人となつています。また健康保険の加入状況でございますが、これは林業だけではつきりいたしません。農林漁業で、これ社会保険の事業年報によりますと、五十三年十月現在でござりますが、これは農林漁業者計で六万六千人、それから厚生年金加入者は同じく六万五千人でございます。それから新たに発足いたしました林業退職金の共済組合への加入数は大分ふえてまいりまして、五十八年二月末で五万一千人となつておるわけであります。

なお、この年金、医療制度につきましては、わが国では御承知のとおり国民皆年金、国民皆保険となつておりますが、臨時のあるいは短期的な林業労働に従事する場合におきましては地域の保険制

度の適用が現実的な面がございましてそういう二点になつておることもひとつ御理解いただきたい

○村沢牧君 いずれにしても林業労働者は、平均的な林業労働者を見ても他の民間企業に比べて年

収は低い。これは労働時間は長いけれども超勤が多いためである。他の手当等も少ないからこういうことになつてくるわけなんですよ。あるいは、また、社会保険の適用状況等を見てもきわめて要件が緩いわけなんです。ですから、こういう労働条件でやるから、なかなか林業に対して就職をしてやっているという希望が出てこない。若者が林業界で働く者にならない、こういうことを物語っていると、いうふうに思うわけです。

特に振動病の問題があるわけあります、労働省に聞くが、林業における振動病の労災認定者は累計何名になっていますか。

五十二年が一千三百四十九人、五十三年が一千四百十一人、五十四年が千八百二十一人、五十五年が八百二十一人、五十六年が七百三十六人。で、五十六年一度未現在で林業における振動障害の療養を現に継続されている方は五千七百六十七人となつています。

○村沢牧君 これは労災として認定された者であつて、認定に至らない潜在患者はたくさんおるというふうに思うわけですが、労働省はどういうふうに把握というか、見てますか。

潜在患者といふ言葉がいいかどうかわかりませ  
んが、なかなか正確には把握しがたいものである  
うかと思います。御承知のように、私どもの方で  
巡回健康診断制度ということをやつております  
が、そこで年間大体一万四千人前後の健診をやつ  
ております。これは年によつて多少違いますけれ  
ども、その中でさらに精密検査が必要であると  
こういうように判断をされている方が、昭和五十

六年度の成績を見てみますと、受診人員が一万六千三百九十二名に対しましてさらに精密検診が必要であるという方が四千三百四十八人、受診者に対します割合は二七%という数字でござります。この方たちが即振動障害を持つてゐるといふには考えられませんが、私どもの方で把握しております数字はいまのところそういう状況でござります。

わけでございますが、五十六年度の調査結果を見ますと、二時間規制があることを知っているといふのは、チエーンソー使用者が八八%、刈り払い機使用者が七〇%になっておるわけでございまが、私ども、これはきわめて重要な問題でございますので、さらに一層指導の徹底を図つてまいりたいと考えております。

○説明員(福渡靖君)　ただいま林野庁の方から答弁がございましたけれども、私どもも林野庁の方と常に連携をとりながら振動障害対策を進めているところでございます。御承知のように、振動障害については、振動がどの程度人体に伝わったときにはどういう障害が起るかというようなことが明らかにされれば一番対策がとりやすいわけでございますが、残念ながら、いまのところ、そこまで

はつきりと解明をされおりません。そこで、暫定的に昭和五十年、「チエーンソー取り扱い作業指針」というものを出しまして、これを一つの目安にいたしまして予防対策をやつていただきたい、こういうようなことで現在まで来ておりますが、御指摘がございましたように、これがどの程度まで浸透しているかということは林野庁の調査を常に参考にしながら私たちも判断をしておるところでございます。それで、昭和五十五年以降、この定着化を図るということで事業主、労働者、行政機関等林業関係者による林業振動障害防止対策会議を県単位で設置をいたしましてこの定着化を進めているところでございますが、さらに昭和五十六年からはもう少し幅広く「振動障害総合対策の推進について」という通達を出しまして、一応三年間をめどにいたしまして適切な作業管理が行われるよう、現場での浸透、定着化を図つているところでございます。

○村沢牧君　長官の答弁にありましたように、二時間規制を知っているかについて、知らないと答えた者がチエーンソーでは一二%、刈り払い機では三〇%になつていてる。これは、通達が具体的に行行政指導されておらない、このことを物語つている。つまり通達が空文化している、そういうふ

○村沢牧君 時間規制をすることもきわめて大事なことであるけれども、しかし振動機械を他の機械に切りかえる、このことも重要な立場ふうに思っています。国有林では、聞くところによれば、リモコンチェーンソー・エクリヤー装置などを取り入れられておるということですね。そうした結果、最近では新たな患者発生がきわめて少なくなっているというふうに聞いておるんですけども、民有林ではこういうことが皆さんのお指導によって行われておるのですか。

○政府委員(秋山智英君) やはり低振動の機械を開発、改良するということもきわめて重要でございまして、これについては御承知のとおりもうすでに○・五Gというふうなほとんど私どもが取り扱っても振動を感じないようなそういう機械も開発されてまいっておりますので、私どもはやはりこの林業改善資金等でこれを買いかえる資金もございますので、鋭意そういうふうな低振動の機械に転換するようこれからも進めてまいらなきやならぬと思っておりますし、また、リモコンチェーンソー等も、これは国有林を中心にしてこれが利用されているわけでござりますけれども、無振動、低振動の機械を使うことが何にも増して予防の第一でございますので、これからもそういう面につきましては努力してまいりたいと考えております。

○村沢牧君 よく指導するとともに金融その他の補助対策を講じて民間労働者の振動病対策のさらに一層の拡充を要請しておきますが、今まで進めてきた林野庁あるいはまた労働省の政策もそうですけれども、一応のことはやっているけれども、しかし現在の林業労働者の現状を見る中において成果を上げておらない。振動病問題を解決するためには今までのようないくつかの対策ではだめだというこ

とを現実が物語つていいのです。

そこで私は提案しますけれども、一つは、振動機械使用者または使っていた者の全員を徹底した精密検査を実施すること、二つ目には、病気につかかっている者はすべて治療させるための休業や賃金や補償したり、あるいは他の仕事にあつせんをする、そして三つ目には、今まで指摘したように健全な者には二時間規制を初めとした予防対策を完全に実施をしていく、このような思い切ったことをしなければなかなか振動病を撲滅することはできないのですけれども、これについて林野庁並びに労働省の見解をひとつ求めます。

○政府委員(秋山智英君) 振動障害対策は先生御承知のように、大変予防、治療、補償等多岐にわたっているわけでございまして、私ども厚生省、労働省、林野庁とこの振動障害の対策推進関係省庁連絡協議会を設置しまして鋭意努力しているわけでございます。

その中で、私ども林野庁といたしましては予防対策を中心といたしましてこの振動機械につきましての使用時間の規制等、予防措置の徹底ということをまずいまやってきておりますし、これからもさらに進めてまいりたいと思っております。

それから、振動の少ない機械あるいは代替機械の開発、改良も、先ほど触れましたように鋭意努力しているわけでございます。

それから、特殊健康診断それから治療実施体制の整備等もこれは進めてまいらなきやならぬと思つております。さらに、振動機械使用者に対するところの振動障害の予防あるいは健診の巡回指導というのもやつていかなきやならぬと思って現在も鋭意努力しているわけでございますが、特に私どもとしましては、一人親方等を対象といたしまして特殊健康診断をやつておるわけでございまして、雇用者を対象には労働省でお願いしているわけでございますが、これによりまして振動障害の早期発見、早期治療に努めているところでございます。

私ども、さらに今後五十八年におきましては、

新しい予算といたしまして振動障害の軽快者によりますところの自主的な就業基盤の開発を助長するためのそういう予算を確保しておりますし、また、事業主に対しまして振動障害を中心としました安全管理診断の実施、さらには事業主、医師あるいは行政部局等の参加によりますところの振動障害のシンポジウムの開催等をやっておるわけでございまして、私どもこの振動障害問題についてはさらに積極的にひとつ取り組んでまいりたいと、かよう考へておるところであります。

○説明員(林茂喜君) 私の方からちょっと補償の問題について先にお答えしたいと思います。  
不幸にして振動病の患者になられた方に対する補償につきましては私どもも労災保険の中で十分手を尽くしていると思いますが、実際に軽易な労働が可になった方のいわゆる職場復帰の問題、これは非常に私どもとしても大切な問題だというこの認識でございまして、特に一般の労働者と違つて林業の場合は非常に山間僻地にあって、しかも木を切る仕事にずっと従事されておられたということで、同じ地域での職場、あるいはまた新しい振動を伴わない仕事への職場の転換ということで、特に林業において対策を立てる必要があるということで、実は昨年からでございますけれども、私も私どもこれに対して新しい職場復帰のためのこちらのあつせんをしていく体制、それから、それに対する援護措置をとつたところでございます。

簡単に申し上げますと、私どもでは振動障害患者の非常に多い七つの局に基準局が中心になりますして関係の職業安定機関、訓練機関、関係市町村、関係事業主、もちろん林野庁の方にも御協力を願いまして、そうしたもの構成によりまして協議会を設けて、実際に県内で振動障害の軽症者に対する職場の開拓などを取り組んだわけでございますが、実際に県段階でこういうことをやつておるなんじや実効が上がらないということで、さるに昨年後半から監督署の段階にこうした職場復帰のための地区協議会を設置して、さらには職場

復帰の希望のある患者の方々の実際の希望を聞いています。

それからもう一つ、体制だけでなく、そのための援助措置ということで、職場転換のために実際の訓練の実施、また訓練を受けた場合の訓練の手当、その訓練に対する事業場への補助、それから、さらには新しい仕事についていかれる方々に對しての社会復帰の特別援護金の支給、こういうものを実施をいたしておるところでございます。

○村沢牧君 あと最後にまとめますけれども、私は林業労働者の問題点を数点質問いたしましたが、黄金の実態を見ても、あるいは雇用、社会保険につきましては、林業に従事する方々の雇用の改善を図るというためには、当面にはまず、先ほど触れましたが、造林、林道等の林業基盤整備を図ることによりまして、林業を魅力のある産業にしていくための施策、それから、就労の場でございます山村における林業の定住化促進のための施策をさらに進めると、こういうふうに考えておるところでございます。

そこで、まず私どもといたしましては、林業に従事する方々の雇用の改善を図るというためには、当面にはまず、先ほど触れましたが、造林、林道等の林業基盤整備を図ることによりまして、林業を魅力のある産業にしていくための施策、それから、就労の場でございます山村における林業の定住化促進のための施策をさらに進めると、こういうふうに考えておるところでございます。

○村沢牧君 終わります。終わりますが、長官の

細性の問題、作業の季節性の問題ということから、就労が不安定であるということがござりますし、また、林業に従事する方々には、農業との兼業の労働者あるいは専業、さらには雇用関係にない一

人親方というふうな、非常に多様な形態が存在していると。しかも、これが全国の山間の山村地帯に散在しているというふうな、そういういろいろな問題がやはり包蔵されているわけでございま

す。そこで、こういういろいろな問題を踏まえて検討してまいりますと、法的措置によりまして一律に施策を展開しがたい状況にあるのではないかというふうに考えておるところでございます。

そこで、まず私どもといたしましては、林業に従事する方々の雇用の改善を図るというためには、当面にはまず、先ほど触れましたが、造林、林道等の林業基盤整備を図ることによりまして、林業を魅力のある産業にしていくための施策、それから、就労の場でございます山村における林業の定住化促進のための施策をさらに進めると、こういうふうに考えておるところでございます。

そこで、まず私どもといたしましては、林業に従事する方々の雇用の改善を図るというためには、当面にはまず、先ほど触れましたが、造林、林道等の林業基盤整備を図ることによりまして、林業を魅力のある産業にしていくための施策、それから、就労の場でございます山村における林業の定住化促進のための施策をさらに進めると、こういうふうに考えておるところでございます。

○村沢牧君 終わります。終わりますが、長官の

以上の答弁では、そのような考え方では林業の労働者問題は解決しない。ですから、こういう法律をつくろうといって提案している。この問題については、後からまた論議をいたしましよう。いまのあなたの答弁では、林業労働者問題は解決はできません。

○鶴岡洋君 最初に総理府にお伺いします。

中曾根内閣の内政の一つの柱として、緑化運動

ということで、先日その実施方針が発表されまし

たけれども、このことについては、村沢委員から

先ほどお話をあつたわけですが、お話を中

で、事業でないから、運動だから予算もはつきり

していない”というようでござりますし、そういうう  
理由で予算もはつきりしていないようでございま

すし、また、市町村が主体なのか民間が主体なのか、その主体性もはつきりしていないようですけれども、それを含めてこの発表された緑化推進運動の実施方針ですけれども、目的、それからその推進体制、内容、財源をどうするのか、最初に総理府にお伺いいたします。

○説明員(合馬敬君) 緑化推進連絡会議でございま  
すが、これは、国土の緑化に関して、これま  
でも関係省庁において鋭意推進してまいりました  
緑化政策、たとえば、林野庁におきましては全国  
植樹祭などの緑化推進事業、建設省におきまして  
は都市緑化事業、あるいは環境庁におきましては  
自然公園の保全など、こういった各種の事業を総  
合的かつ効率的に進めるために、関係省庁の連絡  
調整を図るということで設置されたものでござい  
ます。

今後緑化の一層の推進を図りますために、この緑化推進連絡会議におきまして、先生申されました今般の緑化推進運動の実施方針を定めたところですが、その概要是、一つは、地方公共団体と地域住民に密着いたしました市町村が、主體となって、これに広く地域住民、民間団体などの参加を得まして、全国的に幅広い緑化運動が展開されるように、市町村が計画的に緑化を推進する、このためには國も所要の協力、働きかけあるいは指導を行ふ、こういう体制をとつておるのでござります。

なお、地方公共団体におきます緑化事業の財源に供する宝くじの発売の検討、あるいは緑の羽根募金運動の積極的な展開、都市緑化基金の拡充の強化の推進、こういったようなものを考えておるわけでございます。

ました各種の森づくり、それから都市公園などの國公有地の活用、あるいは技術的な援助、苗木、種子のあつせんと、こういったようなものを図ると、こういったことを通じまして、官民相協力して緑

化の一層の推進を図ろうというのが今回の緑化推

たように、市町村を主体とした緑化運動、これを

たします。

○鶴岡洋君 先ほども話がありましたがれども、各省各府でこの緑化運動を推進しているわけですけれども、今回発表になつた緑化推進運動について、やはりその原由と、うらやみを大本どのくら

ても、やいに、その見渡しといふのを大体といふ。いかと、確かに事業でないから、運動だからということで、先ほど大臣からお話をあつたようですが、さいますけれども、それにしても、いまお話をどのように、連携を保ちながらやるということは、私わかりますけれども、やはり金の問題は、これは大体どのくらいかかるのかと、こういうことを見定めて運動を起こさなければ、さつきお話をあつたように、絵にかいたもちになつてしまつて、ただ、やろうじやないかやろうじやないかということで、結果としてはそんなに進まなかつたと、こういうことになつてしまつと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

たように、市町村を主体とした緑化運動、これを重点的にやると、それから国有林や鳥獣保護区を活用すると、それから必要財源としては緑の宝くじを発行するとか、年間二億本ですか。一人二本ですから二億本の植林を目標にすると、こういうふうになつてゐるわけですねけれども、これを受けて各省府が実施要綱、この作成に入るわけでございますが、林野庁として、この緑化プランと連動して「緑と花で結ぶむらとまち運動」、この運動をすけれども、この運動と連動したどういう基本方針を持つておられるのか、この点いかがですか。

○政府委員秋山智英君 緑資源の充実問題は最近大変強く要請されておるわけでございますが、これまでは、どちらかと申しますと、森林づくりは農山村の住民の方々にやっていただきたわけですが、これからは国民全体が力を合わせて、共通のやはり基盤をつくって、一体的に推進していくことが重要だと思うわけであります。

○政府委員(秋山智英君) 私どもこれまで国有林におきますところの学校部分林でござりますが、これは国有林所在の地域におきます学校の児童、生徒がみずから手で植林をし、保育をする。森林づくりを通じまして教育的効果を高めようということでやつてまいりまして、いま先生お話をしございましたように五十六年度末で約七千ヘクタール、千九百件にも達しております。これはそれなりに地域で児童、生徒の情操教育上、あるいは自然に対する、緑に対する理解を非常に深めておるわけでございますが、今後は国有林所在の学校だけでなく都市部の学校にも部分林計画の門戸を広げまして、いまねらつておりますところの木を植えることによりましての情操教育あるいは緑資源の重要性の理解をより一層深めてまいりました、かように考えておるところであります。

たように、市町村を主体とした緑化運動、これを活用すると、それから必要財源としては緑の宝くじを発行するとか、年間二億本ですか。一人一本ですから二億本の植林を目標にすると、こういうふうになつてゐるわけですけれども、これを受けて各省庁が実施要綱、この作成に入るわけでござりますが、林野庁として、この緑化プランと連動して「緑と花で結ぶむらとまち運動」、この運動をすれば大変強く要請されておるわけでござりますが、これまでは、どちらかと申しますと、森林づくりは農山村の住民の方々にやつていただいたわけ申しますが、これからは国民全体が力を合わせて、共通のやはり基盤をつくつて、一体的に推進していくことが重要だと思うわけであります。

そこで、この「緑と花で結ぶむらとまち運動」と申しますのは、青少年の心身の健康あるいは高齢者の方々の生きがいの増進、あるいは都市の住民の方々の緑の触れ合いといふふうなことをねらいとしまして農山村と都市が連携し交流して森林づくりをしていこうということを市町村を主体となつてお願いをしていこうと、かように考えておるわけでございます。

そこでも林野庁としましては、先ほど話に出ましたが、国有林の積極的活用あるいは分収育林制度の普及などを図ることによりましてこの運動を幅広く展開していきたいと、かのように考えております。

○鶴岡洋君 その計画によりますと、全国の国有林の伐採跡地三千ヘクタールですが、これを都部の市町村に提供して森林づくりに活用してもらいう、こうなつておるわけですね。林野庁は從来セリいまおつしやつたように児童、青少年のための森林づくりに六千八百ヘクタールを提供して地元の市町村や学校に利用させてきたわけです。この利用状況はどうなつておるのか、この点お伺いいた

○政府委員(秋山智英君) 私どもこれまで国有林におきますところの学校部分林でござりますが、これは国有林所在の地域におきます学校の児童、生徒がみずから手で植林をし、保育をする。森林づくりを通じまして教育的効果を高めようということでやつてまいりまして、いま先生お話をしございましたように五十六年度末で約七千ヘクタール、千九百件にも達しております。これはそれなりに地域で児童、生徒の情操教育上、あるいは自然に対する、緑に対する理解を非常に深めておるわけでござりますが、今後は国有林所在の学校だけでなく都市部の学校にも部分林計画の門戸を広げまして、いまねらつておりますところの木を植えることによりましての情操教育あるいは緑資源の重要性の理解をより一層深めてまいりたい、かように考えておるところであります。

は百五十ヘクタールぐらいだと思いましたけれども、この地域別面積を決めたその根拠というものはどこにあるのかお聞かせ願いたい。

○政府委員(秋山智英君) 先生御指摘のとおり、国有林はどちらかと申しますと民有林よりも奥地の脊梁山脈地帯に多く分布しているわけでございまして、そういう見地から見ますと、私どもは今回のいろいろの施策の中で考えています触れ合いの森と申しますか、植樹、育林あるいは森林浴とか野外教育というふうな、そういう場として活用する部分がわりに多いとは理解していますが、しかしながらまた一方におきまして最近の交通の発達状況あるいは宿泊施設ということを見てまいりますと、最近の国有林に入り込みする方々というのは非常に多くなってきておりまして、国有林も比較的従前に比べますと利用しやすい状況になつてきていると思います。

うなことをお互いに話し合いながら合意を取りつける。さらには、それに関連しまして素材生産施設、流通施設、あるいはその担い手の育成というふうな問題も解決しながら、その地域の木材の安定的供給体制をつくるような措置を考えにやならぬということで、私どもこの国産材の生産基地造成というようなことを考えておりますのはそういうねらいでございまして、そういうことを通じまして足腰の強い林業地帯をつくつてまいろうと考へているわけでございますが、それとあわせて、公共事業におきましても、そういうふうな国産材の安定供給基地になり得るようなところにつきましては、やはり林道網を緊急整備いたしまして、林道網の重点総合整備事業というものをことしから始めまして、これらをうまくかみ合わせながら地域林業を活性化する方法を進めてまいりたいと考えておられるところであります。

○鶴岡洋君 そこで、流通、販売の問題ですけれども、いま木材価格が低落している、こういうことで林業関係者は非常に沈帯ムードになつてゐる。これは確かに需要があつると、こういうふうに思つておられるわけなんですが、今回の法改正でも何かしら私が思うのには、今日でも木材に対する需要がないわけでもないし、やり方、方法によつてはもつともっと需要があつると、こういうふうに思つておられるわけなんですが、今回の法改正でも問題となつておられるいわゆる間伐材を含めて、その点については非常に根強いものがあると、こういうふうに私は考えます。

この市場情報を徹底して調査し、そして川下と

いうんでですか、皆さんを使つてニーズに即した伐木、それから造材、製材、そして加工、こういう方法をとつて販売すれば、木材は大変有利な販売ができるものと考えておりますけれども、この点についてはわが党のかねてからの主張でありますので、今国会の参議院の予算委員会、それから衆議院の農林水産委員会で同僚委員がこの点について同趣旨の質問をしておりますけれども、どういうことかというと、同じ樹種でも造材、製材、販売のあり方を改めただけでも二倍、三倍、物によつては數十倍、数百倍の価格で販売される実例が非常に多いわけです。

その写真は岩槻市で撮った写真でございますけれども、真ん中にある門柱、これは青森ヒバです。青森ヒバというのは長官も御存じだと思いますが、これまでんまりすぐれた木材としては取り扱つていなかつた。まあ鉄道のまくら木とか、それから人目につかない家の土台角、こういうことで東京方面に出荷されていたものでありますけれども、この写真の門柱は、宅建業者が土台角として安い値段で買つたものですけれども、土台角にはもつたいないと、こういうことで、その写真にあるように門柱に使つたわけです。この青森ヒバですけれども、門柱に使つただけではなくて、やつぱり使えば用途によっては非常に効果的である。これは確かに需要があつると、こういうふうに思つておられるわけなんですが、今回の法改正でも問題となつておられるいわゆる間伐材を含めて、その点については非常に根強いものがあると、こういうふうに私は考えます。

この市場情報を徹底して調査し、そして川下と

産者へその情報を提供していき、そして利用者のニーズに合わせたいわゆる造材、製材、加工をする

れば有利な価格で販売できるんじゃないか、こういうふうに私は思うわけです。

そこで、提案でもあれば要望でもござりますけ

れども、いま申しましたような例でわかるように、理屈ではなく、こういった実物で身近なところから体得できるように、たとえば先ほど生産基地造

成をつくつたり、いろいろその点については配慮をしている、こういう長官のお話ございましたけれども、たとえば林業生産地にモデルのいわゆる

が、この点についていかがお考えでしょうか。

○政府委員(秋山智美君) 木材を売る場合においては、確かに先生御指摘のとおり、造材の仕

方、採材の仕方あるいは販売の方法等によりまして、同じ樹種でも大変販売上有利不利ということ

が生じてくるわけでございまして、従来はどちら

かと申しますと、ある一定の寸法で切れば必ず売れるというふうなそういうこともございまして、

そこまで八万円、こういうふうに私聞いておりま

すけれども、それから計算していくと、その門柱

の大きさからつて大体一本二千五百円程度じゃないか、こういうふうに思われるわけです。この

場合、全く同じ樹種で門柱の価格は土台角より当然高いわけですから、比べると二千五百円の大体

十数倍ぐらいの値段でそこに建てられたんじやないか、こういうふうに思つたわけです。こういうこ

とは青森だけの特殊な話ではなくて、私そちこち

でたくさん聞くわけなんです。このことが青森の現地の人気が知つておいたかどうか、これはわかりま

せんけれども、いずれにしてもそういう利用方法

によって非常に高く売れるというか、処理される

といふか、そういうふうに私は思うわけです。し

たがつて、これから林野庁が的確に市場情報を把握して、これを分析して、山元のいわゆる林業生

産者へその情報を提供していき、そして利用者のニーズに合わせたいわゆる造材、製材、加工をする

れば有利な価格で販売できるんじゃないか、こういうふうに私は思うわけです。

○政府委員(秋山智美君) 先ほど触れましたとおり、各地域の生産する木材、流通、加工との特性を

生かした形でそれぞれに合つた形のそういうものが設けられることを私ども期待しておるわけでござります。

○鶴岡洋君 それからもう一つ、こういう新しいノーハウというか、こういうものを定着させてい

くためにはどうしても技術指導というものが必要になつてくるわけです。これを担うのは普及指導職員ということにならざるを得ないと思いますけれども、その意味からも、普及指導事業の持つ意

味は私は大変大きなものがあるんじゃないかな。しかし、これまでの普及指導事業の内容を検討してみると、一応任務分担としては、森林法第百八十一条に基づいて専門技術員や改良指導員は市場情報の提供や流通、加工、販売等のノーハウについても指導できるよう、こういうようになつてゐるわけです。これまで木や山を育てることには力点が置かれておりましたけれども、流通、販売の分野にあつては余り関心が置かれていないようだ。このように思うわけです。これらの普及指導員がもつとこれら的情報を収集したり、造材、製材等についての単なる狭義の、狭い意味の技術的なことだけではなくて、いわば商品生産としてのノーハウを修得して普及指導事業の実を上げられるようすべきではないか、こういうふうに思いますけれども、この点についてはどうお考えですか。

○政府委員(秋山智英君) これまでの普及指導事業を振り返つてまいりますと、やはりどちらかと申しますと、森林造成、それに関連した技術指導普及ということに相当ウエートを置いてきた面はあると思います。しかしながら、戦後の一千万ヘクタールの造林地ができ上がりましてから現在その過半が間伐対象になつていることを考えますと、やっぱり間伐材の有効利用、利用開発、さらには木材全体の販売、流通面での指導ということがこれからますます重要になつてくるというふうに私も認識しておりますのであります。木材市場等の情報提供はもちろんでありますが、やはり有利販売のための造材、採材の指導とかあるいは間伐材等の小径木の需要開発のための技術指導あるいは共同で集出荷するための組織づくりといふことがますます重要となつてまいりますので、私もそちらに力点を置きながら、また普及指導職員に対しましてもそういう面の研修もさらに積極的に進めてまいりたい、かように考えております。

○鶴岡洋君 その反面、こうした普及指導事業による流通、販売の高度化はこれに連動して林業生産の方をも改革していくことになるわけです。

し、また、そなへなければならない、こういうふうに思います。

わが党においてこのような基本的認識を持つているわけですから、したがつて、昭和五十四年の党の大会における政策において、「林野の持つ特殊性を考慮し、補助金や罰則を基軸としてきた従来の林野行政を、地域に即した技術指導主軸の林野行政に改めるべきであり、そのためにも、個々の経営にかかる生産や販売に関する実地教育が可能になる行政システムの確立を図るべきだ」、こういうふうにしております。

また、「地域林業の振興に資するため、普及指導職員については、資質の向上に努めるとともに、その指導のあり方を現場における技術指導中心に改めるべきだ」、こう主張を提示してきているわけです。

その後も毎年この政策を確認し合つてきておりますけれども、反面、第二臨調の中では、この普及指導事業を縮小すべきだと、強い意見も出されて

ますけれども、反面、第一臨調の中では、この普及

指導事業の存続には、一応そのまま成功しているようありますけれども、林野庁としては、この普及指導事業について補助金助成から交付金助成に切りかえられたと、こういうもののこの普及指導事業は強化こそそれ、縮小、後退させてはならない、こういうふうに思つております。このことについて私は評価したいし、むしろ私どもは、この事業は強化こそそれ、縮小、後退させてはならない、こういうふうに思つております。

そのかわり、今後、普及指導職員の方々には

しっかりと勉強してもらつて、がんばつてもらつて、林業関係者による一層歓迎してもらえるよう

な普及指導員になつてもらうことはもとより、こ

の普及指導事業の縮小を唱える人々に対して、そ

の存在価値を知らしめていくといつたような決意

でこの普及指導事業体制については、林野庁として具体的に予算の裏づけ、この処置を講ずること

も含めて、積極的に取り組みをしていただきたい、

こういうふうに私は考えるわけですから、いかがでござりますか。

○政府委員(秋山智英君) 普及事業はこれからも

きわめて重要な要素になつてくるわけでございます。

今回、制度は交付金方式を導入したわけでございますが、これにつきましては、林業普及指導事業が安定的に円滑な実施がなされるようにこれは考え、また、各県の自主性を踏まえて効率的にこの事業が実行し得るようになつておきたいと考へてございます。

この交付金制度になりましても、従来の都道府県の負担分に相当する財源は引き続きして地方交付税に算入されると、いうことになつておりますけれども、私ども予算の配分の過程におきましては、つつきと指針を出しまして、適正配置をすることに十分配意をして、今後ともこの普及指導事業体制が十分確保されるよう努力してまいりたいと考えております。

〔委員長退席、理事岡部三郎君着席〕

○鶴岡洋君 話はちょっと変わりますけれども、民有林においての間伐ですけれども、四十年代に大々的に造林計画が実施されてもう十六、七年たつているわけです。したがつて、この間伐の実施時期に該当する森林の面積といふんですか、それは三百八十万ヘクタール、こういうふうに言つておりますけれども、近年の間伐の実施状況から見ると、大体十五万ヘクタールから二十三万ヘクタールぐらいだと、こういうふうになつておるわけです。こうした状況から判断すると、間伐の定期を逸することがあるんではないか、こういうふうに懸念されますけれども、今後十年間の各年度の除伐、間伐の計画はできているのか、どうなつかの際、森林整備市町村に財源的いわゆる事務的、こういう負担は心配ないのかどうなのが、この点心配するわけですから、いかがでござりますか。

○政府委員(秋山智英君) 先生も御指摘ございまして、これから間伐定期に到達する十六年生ないし三十五年生の人工林面積は三百八十万ヘクタールあるわけでございまして、これを十年間

でやるとしますと、年間四十万ヘクタール前後をしなければならぬということをございます。

従来から間伐をするに当たりましては、林道、作業道の整備とかあるいは機械化の推進と、いうふうなことで、まず伐採が順次行われるように基盤をつくると同時に、粗い手の育成とか技術の高度化について進めてまいってきたわけでございます。けれども、これを進めるに当たりましての前提としましては、先ほどお話をございましたように、間伐材が有効に売れるということが前提になりますので、やはり需要開拓、流通、加工体制の整備ということが大事でございまして、川上から川下まで関係者が一丸となりまして、その生産体系をつくることが必要なわけでございます。

五十六年から間伐総合促進対策の事業を進めて森林をいい状態で管理をしていくというふうな制度によりまして間伐、保育を適正に実施しましまつておるわけでございますが、今回の新しい制度によりまして間伐、保育を適正に実施しまつて森林をいい状態で管理をしていくというふうな制度を打ち立てるわけでございますが、その制度と関連づけまして森林管理適正化のための対策事業、さらには間伐等の促進対策事業またはそのための融資、そういう各種の助成措置をこの計画とうまく連携をとりまして進めてまいります。大事だというふうに考えておるところであります。

○鶴岡洋君 今度出された改正法案の中では、都道府県知事は一定の要件を備えた市町村を森林整備市町村として指定できることになつていてますけれども、森林整備市町村を指定する要件として民有林の面積であるとか、それから民有林面積のうち人工林面積の占める比率であるとか、それから間伐または保育が集団的に存在するとか、こういうふうになつておるわけでござります。

○政府委員(秋山智英君) 今度つくります森林整備計画と申しますものは、市町村が主体となりまして、やはり一定のまとまりのある人工林につき

まして一体的かつ計画的に間伐あるいは保育を進める、こういうことでござりますので、やはり市町村の森林面積がある規模以上必要であるわけでございまして、私どもこの制度を有効適切に実施するためには、やはり少なくとも森林面積は民有する林で二千ヘクタールぐらいを必要とするというふうに考えております。

それから森林面積二千ヘクタール以下でございましても、非常に林業意欲の高い市町村でありますと、人工林も相当程度進んでいるといふところにつきましては、たとえ面積基準が未満でありますても、やはり積極的に進めさせていただかなければならぬということ、各都道府県の平均の人工林率よりも高い率を持っている町村もその対象にしてまいりたい、かように考えておるところをございます。

○鶴岡洋君 先ほど私申しましたように、木材価格が低迷しているために林業関係者はいま非常に頭を痛めているわけでございますけれども、その原因の一つに、日本の木材需要量が昭和四十八年の一億一千八百万立方メートルをピークに、それがだんだんだんだん年々減ってきて五十六年の木材需要量は一億立方メートル、こういふふうになつてゐるわけです。したがつてこの木材流通、工業に深刻な不況をもたらしているのは事実でありますけれども、こうした最近の不況が国内林業の生産活動を停滞させ、森林資源の整備の面でも大きな問題となつてゐるわけです。そこで、林業生産流通振興対策費補助金の中で林産物生産流通改善対策費として日本住宅木材技術センターに事業補助を行つておりますけれども、この事業補助の効果といいますか、どんなふうになつておりますか。

それから住宅金融公庫の共通仕様書への開発成果の採用でございますが、防腐をしました土台とかあるいは床下の防湿処置であるとかあるいは合板のボックススピームあるいはツーバイフォー用のはりの使用だとか、さらには最近はいろいろと防虫問題が課題になつてますので、防虫薬剤あるいは薬注処理建材の効力の評価というふうな方法の確立、さらには間伐小径木をいろいろ分野に活用するための製品開発等もお願いしているわけでございますが、これはそれなりにいま成果が上がつてしまつてきておりますので、私どもさらにこれから木材需要の開発のための、各種の利用開発にここを通じまして進めてまいりたいと、かよう考えておるところでございます。

からございます。この場合に、木造につきましては旧来さいます。方法といふようなそういうことを前提として従来から組み立てられてきたわけでございまして、木造については火災に対するそれなりの弱点があるということです。基準を組み立てていることは、まことにそのとおりだと考えているわけでござります。しかしながら、木造に関連いたします壁のつくりであるとか、屋根のつくりであるとか、いろいろな木材 자체の品質改善もござりますし、いろいろな技術進歩を受けましてそれに対応した基準というものを組み立てるようにしているわけでございまして、そういう基準に対応したつくり方をしていただければ、それ相応の範囲で木造というものが建築ができるというふうに考えられるわけでござ

し薄っぺらのべらべらの物ではなく、分厚い木材であるとか、大断面の木材になればおわかりのとおり、分厚い電話帳でも燃えにくく同じようにきわめて燃えにくく、火災に対する安全性もこのほか大きいわけであると私は思うんです。また使い方に留意すれば木造でも火災には非常に強い。ちなみに、これは聞いた話ですけれども、鉄と木材を比較してみた場合、鉄は摄氏五百度になるとやわらかくなると。したがって、火災への抵抗力も落ちる、下がると。しかし、木材の場合は千度になつてもやわらかくならないし、表面が焦げる程度で、しかも表面が炭化することによって、炭燃焼進行にブレーキをかける性質を持っている。したがつて、海外では大断面の木材はむしろ鉄よ

○政府委員(秋山智英君) 今後の木材需要の拡大を図るという面におきましては先生も御指摘ございましたように、木材の利用、需要の拡大あるいは木材住宅の生産に関する技術の向上というようなことが重要でございまして、私ども日本住宅木材技術センターに対しましては木材の利用開発等に関する調査だとか、あるいは技術開発の研究、それから普及指導という事業につきまして助成を行つてゐるわけでございますが、その各種の事業を積極的に進めていたいいる過程におきまして、需要者あるいは生産者のニーズに合つた技術開発とか、製品の開発ということに特に焦点をしばつて進めているわけでございまして、たとえて申しますと木材の場合には耐火性の問題が出てまいるわけでござりますけれども、耐火性にすぐれた大断面の工業用集成材、非常に何といまつか、はりに使われるようなそういう大断面の集成材も、これはすでに実用化もしつつござりますし、それから間伐材が相当ふえてまいつておるわけでございますので、間伐材等の小径木を利用した住宅といいたしましてセブンバイセブン工法による住宅ということで、これも実用化いたしまして各地に展示をいたしながら進めでござりますので、間伐材の需要拡大を図る、

営の活性化というのにはやっぱり需要の拡大と、こういうことになつてくるわけです。売らなきやならないし、また買ってもらわなきやならない。しかし、それに対してそれを阻害しているような面もなきにしもあらず、こういうふうに私思うんですけれども、建設省来ておられますか、建設省へ建設省にお伺いしますけれども、この木材の利用、活用というものを法令や行政指導によつて制限を加えていると。こういうものがあるのでこのことについてちょっとお伺いしますけれども、まず建築法規にかかる問題でありますと、わが国の建築基準法は極論をすれば木は大変燃えやすい、それから火災が発生した場合には安全性確保の上でも問題があると、こういう前提で組み立てられているのではないかと、こういうふうに考えますけれども、この点は建設省としてはどういう考え方を持っておりますか。

○説明員（梅野捷一郎君）お答えいたします。

ただいま先生から御指摘ございました建築基準法におきましては、火災に対する安全を確保するという立場から木造、非木造それそれにわたりましていろいろな制限をかけておるわけでございまます。したがいまして、木造についても御指摘のようにいろいろな制限をかけていることは事実でござ

ざいます。先ほどもちょっと例が出ておりましたけれども、集成材というようなものにつきましては一般的には火災の観点から禁止をいたしております。従来は一般的には火災の観点から禁止をいたしておりますが、集成材の持つ特質を評価をいたしまして、ごく最近その制限を取り払い、相当大規模なものができるようにしたというようなことでござります。  
○鶴岡洋君 もう一点、建築基準法の第二条にいう「耐火構造」の中には鉄筋コンクリートづくりとか、それから鉄骨づくり、これが含まれていますけれども、木造は全然含まれていないわけです。したがって、「耐火建築物」についても木造はいかなる工法を使ってもその対象とされていないわけです。また、同法の第二条にいう「不燃材料」の中には木材は含まれてないし、「準不燃材料」についても無機質と複合された場合は認められるようになっているけれども、最近は試験方法も厳しくなって、準不燃材料としても合格しにくくなっているのが現状だと私は思うんです。こういうわけで耐火地域内や準防火地域内においては三階建て以上、または一定の延べ面積以上の建物については木造であってはならない。その他内装の場合は含めて実に多くのいわゆる規制措置が定められてあるわけです。確かに木材は燃える。しか

り火災に耐えると、いわゆる耐火性というものは強いということが認められているようです。そして、現に市街地においても三階から四階建ての家を多く見受けられることもできるわけです。きようここに写真を一つ持ってきてましたけれども、シアルの市街地ですけれども、これは木造でつくった四階建てなんですね、ごらんになつてゐるかもしませんけれども。日本においても最近建設省は若干いまちよつとおっしゃつたように規制を緩和すると、こういつた努力もいただいてるわけでござりますけれども、この際三階から四階の木造の建築を認めるとか、それから適正な断面の木材の使用についてもさくでもせめて簡易耐火建築物として認められてはどうかと、こういうふうに思うんですけども、この点は建設省としてどうお考えになつておられますか。

を研究をして進めてまいりまして、先ほどもちよつと申し上げましたが、認められる範囲についてはでござるだけその特質を評価していこうということです。あるいは簡易耐火建築物ということにつきましては、どうしても現在の時点では着燃性という弱点を乗り越えるまでに私どもの立場が至っていないというのが事実でございますが、いずれにいたしましても木材の持つておる特質といふものに即し取扱い方をしていきたいというふうに考えておるわけでござります。

○鶴岡洋君 木材は燃えるという弱点を持つてゐると言うけれども、それは私もいままでそう思つてきたんですけれども、あなたの頭が弱点を持つているんであつて、いろいろな方法、やり方によつては私さつき言つたような方法で検討する余地があるんじゃないかなと、こういうふうに思うわけですけれども、検討する余地があるかどうか、この点お聞かせ願いたいと思います。

○説明員(梅野捷一郎君) ただいまのいわゆる耐火建築物と耐火構造という評価の関連の部分については、現状では着燃性というものを乗り越えるところまでは至つていないとこでござります。

○鶴岡洋君 次に、これに関連して今度は耐久性という見地から建設者にお伺いしたいんですが、現行の住宅金融公庫の融資制度におけるいわゆる償還年限については、木造がマキシマム、最高二十五年、鉄骨が三十年、鉄筋コンクリートが三十年と、こういうことになつておりますけれども、木造の償還年限はどうしてこんなに短いのか、これが一つ。木造については一定の配慮を加えるならば、相当のいわゆる年限の耐久性があるようになります。私は思います。にもかかわらず、二十五年ということで償還年限が短くなれば、借りた人にとっても年間当たりの償還額は大きくなつて、理屈の上からいけば負担がきつくなるということから木造への需要は鈍ると、こういうことになつてくるわけです。また木造は耐用年数が短かいものである

○説明員(鹿島尚武君) 住宅金融公庫におきます  
貸し付けの償還期間の件でございますけれども、私どもいたしましては債権をやはり保全をする  
というような観点から耐用年数等を基準にして現  
在決めておるわけでございます。そこで住宅の耐  
用年数は日常の維持管理の方法あるいは住まい方  
等によりましてもちろん異なつてまいると思うわ  
けでござりますけれども、そういう意味で一概に  
決めがたいわけでございますが、木造住宅につき  
ましては、たとえば現在所得税法上の耐用年数の  
計算におきましても二十四年というようなことで  
決めておるわけでございまして、公庫の償還期間  
につきまして二十五年という定めをいたしております  
のは私ども適切であろうかというふうに考  
えているところでございます。

○鶴岡洋君 そうすると、たとえば公営住宅は現  
在木造であつてもよいことになっているわけです  
けれども、自治体の担当職員でさえ木造は耐用年  
数が短かいと、こういうふうに思い込んでいるこ  
とが多いと聞きますけれども、このような誤解は  
国には全く責任はない、こういうように言える  
わけですか。

○説明員(鹿島尚武君) ただいま公営住宅の事例  
でお尋ねをちようだいたしたわけでございますが、  
公営住宅をおきますたとえば家賃の算定をする場  
合におきまして償還期間の基準を定めております  
が、木造の住宅につきましては二十年ということ  
でたとえば家賃の計算もいたしておりますわけでござ  
います。ひとえにそういうわけで、公庫の貸し付  
けにつきましてはあくまで債権保全上の観点から  
決めたものでございますので、御理解をちょうだ  
いいたしたいと思うわけでございます。

○鶴岡洋君 それでは、次に文部省に関連してお  
伺いしたいんですけども、木造は燃えるとか、  
先ほどいろいろ弱点があるという話でございます

けれども、すぐれた面も一、三強調してみますと、専門家の間ではよく対比される実例でござりますけれども、一九六三年ユーロスラビアのスコピエで関東大震災並みの地震があつた。その際、約半名の死亡者が出て、家屋は九五%が倒壊したと、こういう記録が残っております。そして翌年一九六四年にアメリカのアンカレジで同じ規模の大地震が発生したけれども、このときは死者が六名で家屋の倒壊は一戸もなかつた。この場合、スコピエの家屋は石づくりであつたのに對して、アンカレジは木造であつたと、木造がほとんどであるたと、こういう記録が残つてゐるわけです。このことを通じても、木造は耐震性において強いことが理解できると思うけれども、そのほか、木造は落ちついわゆる温かい色合いやソフトな感じを与えるとか、じめじめした日には水分を吸い、からから天気のときには水分を出して快適な温度を保つとか、底冷えさせない保温性を持つており、目とか神経とか疲れをいやすとか、そういういわゆるすぐれた面がたくさんあるわけです。こういった観点から、この際、文部省にお聞きしたいのですが、現在大学において農学部の中でも木材とかいわゆる在来工法について学ぶ機会はあっても、いわゆる工学部の建築系の中ではそれがほとんどないと、私の調べたところでは、千葉大工学部建築工学科ぐらいが木造住宅に対しても積極的に評価して取り組んでいると、こういうのを知っておりますけれども、したがつて建築系の中でも木材や在来工法についての講座、教科を設けて十分に勉強できる機会、これを得られるような指導をする用意があるかどうか、文部省としての御意見いかがですか。

含めた建築方法についていろいろ教育、研究が十分なされてないのではないかという点でございますが、各大学の建築系の状況を見てみますと、たとえば建築構造というような講座、あるいは建築計画、それから建築設計とかまた建築史等で在来工法の関係の教育、研究がなされておりまして、学生に対しても教育が行われていると、こういうふうに承つておるところでございます。

また、建築系の学科の充実につきましては、五十三年以来四大学に四学科を設置するなど努力をさしていただいているところでございます。なお講座等の具体的な各大学の整備のあり方につきましては、それぞれの大学の事情を勘案しながら、各大学の自主的な検討結果を受けて文部省として措置をしていただきたいというふうに考えております。

○鶴岡洋君 もう一点文部省に補助金のことでお伺いしたいんですが、現行の建築法規のもとでは、学校の体育館の場合、三階以上の階に設けるものは耐火建築物でなければならないということです。これは全然木材は使えないし、面積が二千平米以上上のものも耐火建築物または簡易耐火建築物でなければならぬということで、これもまた木造は許されないことになっているわけです。しかし、二千平米以下のものは木造であっても構わないはずであるにもかかわらず、原則として鉄骨ないしは鉄筋コンクリートでなければ國からのいわゆる補助を与えないと、こういう仕組みになつているのかどうなのか、その事実はどうなんですか。

○説明員(光田明正君)

私の方の補助金はいろいろ区分がございまして、たとえば五百平米というのも一つの基準と

いたしておりまして補助金を出してあります。そ

うして、おっしゃいますように、これは鉄筋コンクリート等を原則といたしております。

○鶴岡洋君 そうすると、一千平米以下の場合にも補助金は出さないと木造については、こういうことになつてゐんですか。

○説明員(光田明正君) さようになつております。

○鶴岡洋君 それでは次に移ります。

森林計画制度についてですけれども、今回の森林法の改正によつて都道府県知事から指定された市町村は森林整備計画を策定するようになるわけでございます。この計画は一定区域について、しかも間伐、保育を主体としたものであるということで内容は限定され、総合的な計画ということになつていませんが、森林計画の中では從来欠けていた市町村を法的に位置づけたことについては私は一応評価しますが、現行の森林計画制度は、市町村はもとよりほぼすべての民有林をも対象とする、いわゆる二段階の計画制度にすべきだと、こういう一部の学者の意見も聞いておりますが、

(理事岡部三郎君退席 委員長着席)

私も国はそういう方向へ持っていくよう検討を加えるべきだと、こういうふうに思います。というのは、現行のいわゆる県、國が定める全国森林計画や地域森林計画は末端の個々の民有林の施業計画とは大きな乖離がある、これがまあ現状ではないかと、こういうふうに思っています。そこで、各個の民有林經營に活力を持たせつつ、実効性のある森林計画制度とするために、國や県の計画はこれは誘導目標的なものとして、逆に各個の民有林經營については指導職員の技術指導、助言を受けないかと、こういうふうに思っています。そこで、各個の民有林經營に活力を持たせつつ、実効性のある森林計画制度とするために、國や県の計画はこれ

に実施するという方に重点を置いて、この整備計画をつくることに相なつておるわけでございます。そこで、全國の森林計画並びに地域の森林計画でございますが、これは御承知のとおり森林資源の維持培養、生産力の向上という一つの基本的考え方で立ちまして、そのための伐採あるいは造林さらにそれに規範となるような伐期輪その他の基準を定めておるわけでございます。それで、從来ですと全國森林計画と地域森林計画のそういう規範なり計画に基づきまして、地域の今度は属地的に森林所有者がまとまって森林施業計画をつくり、あるいは個人で森林施業計画をつくるということことで実施しておるわけでございます。そこで、現在の施業体系の中で、森林所有者が個々に独立で間伐あるいは保育等をすることが困難な状況になつておると、こういう実態があるわけでございますので、私どももいたしましては、地域が一体となりましてそういう間伐のおくれでいるところ、保育のおくれでいるところを対象として計画を立て、計画的に実施するという方に焦点を置いているわけでございまして、この計画を進めに当たりましては、当然のことながら、上の計画でございます県段階での地域の森林計画の示される各種の規範のもとで計画が立てられるわけでございまして、制度的にはそういう体系下での調整がなされるわけでございます。

そこで、この森林整備計画制度を策定するに当たりましては、その主体となつておりますのはもちろん間伐あるいは保育ということが焦眉の急でございまして、それを計画的に実施するためのこの考え方方に合致する限りにおきましては、この

切にこれを運用させるためには、各種の林業施策がうまくこれにリンクされて展開されなければならぬわけでございますので、そういう施策もこの計画と連携をとりながら策定をするということをお実施に当たりましては、さつき触れましたように、計画の実効性を確保するために、それぞれの地域の実情に応じまして、森林所有者あるいは林業関係者の意見を聞くとともに考えていますので、私はこの市町村の整備計画を適切に実行することによりまして、この県でつくられました地域の森林計画とも十分整合性を得、かつたまに基づいてつくられますところの、個人のつくられます森林施業計画もうまく推進されるといふふうな考え方方に立つてこの計画を考えているわけでございます。

○鶴岡洋君 時間が来ましたので、あと一点だけお聞きしますけれども、森林法の法体系の整備といふことですが、今まで少なく現在国有林は全国の林野面積の三分の一を占めておるわけです。当然、その果たす役割りというものは無視することができませんけれども、したがつて森林法の目的を達成するためには、現行のいわゆる国有林野事業のあり方については、その法体系が国有財産を処分するという、すなわち財産管理的色彩が強いことから經營的感覚では対処しがたいという制約が見受けられます。そこで、これを事業經營的色彩を持つ法体系に改めることを前提に、森林法の中にいすれこの国有林に関する法体系を取り込むか、または何らかの形で整合性を持たせた形で森林法の法体系を整備する必要があるのではないか、こういうふうに思いますが、これをこの考え方方に合致する限りにおきましては、この

整備計画の内容といたしまして、森林の整備に関する基本的事項あるいは作業労務、その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項とか、さらにはその他の森林の整備のために必要な事項についても、ことにこれらに関連することを盛り込んでいたただくと、さらに、この森林整備計画をより一層有効適切にこれを運用するためには、各種の林業施策がうまくこれにリンクされて展開されなければならぬわけでございますので、そういう施策もこの計画と連携をとりながら策定をするということをお実施に当たりましては、さつき触れましたように、計画の実効性を確保するために、それぞれの地域の実情に応じまして、森林所有者あるいは林業関係者の意見を聞くとともに考えていますので、私はこの市町村の整備計画を適切に実行することによりまして、この県でつくられました地域の森林計画とも十分整合性を得、かつたまに基づいてつくられますところの、個人のつくられます森林施業計画もうまく推進されるといふふうな考え方方に立つてこの計画を考えているわけでございます。

をこの森林組合法の中に設けた方がよいのではなか  
いか。このことについては、いざ今後の検討課  
題として検討していただきたい、こういうよう  
な思いますけれども、こういうことについて検討す  
る用意があるかどうか、この二点をお伺いいたし  
ます。

す。  
それから、第二点の森林組合法と森林法との関係でござりますが、先ほど申し上げましたように、森林の保続培養、生産力の増進ということを目的いたしまして、かつては森林法の中に森林組合関係の条項も入っておったわけでございまして、その考へ方に着手するまではござりませんが、今後とも十分参考

たれておるわけでござります。

今回の法改正との関係で見てまいりますと、森林組合自身はこの森林整備計画の具体的な実施という面におきまして十分協力体制がとり得るようになっておりますし、したがいまして改めて調整規定を設けることは必要ないではないかというふうに考えております。私ども、いま触れましたよ

が経営基本計画を立て、民有林につきましては各都道府県知事が地域の森林計画を立てるという形で森林資源の維持培養、生産力の増強を立てるための方策が計画としてつくられておるわけでござります。

国有林についてさらに細かく申し上げますと、まず林野庁長官のつくりました経営基本計画に基づきまして、営林局長がそれぞれ地域の施業計畫を立てまして、具体的な事業実施のための諸計畫を立

策定するわけでござります。これは農林水産省の訓令としまして国有林野經營規程に基づいて策定いたしました。この規程は、森林資源の整備充実あるいは生産量の向上という路線でいきたいと、私は現在の森林法の体系といふのは国有林民有林を通じまして整備をされてゐる、こういうふうに実は考えておるところでございます。私も、具体的な事業の実行に当たりましては、国有林野事業特別会計法並びに五十三年に策定いたしました国有林野事業改善特別措置法によりまして、経営改善を銳意努力しているところでございまして、国有林野事業の運営に当たりましての経営苦難を踏まえ、全国森林計画に基づく森林資源の整備増強、生産力の向上に努めているわけでござりますので、体系的にはこれで十分整合性がとれているというふうに判断をしているわけでございま

それから相続税の問題ですけれども、現行の相続制度のもとでは、ことに都市近郊の場合、土地の評価が非常に高くなっていると、上昇していると、こういうことで林野のいわゆる相続税が高騰しているわけです。したがって、その支払いのために林野の切り売り、乱開発、これを許してしまうことになってしまふわけですけれども、したがつて材木の大量伐採を余儀なくされると、こういうふうにもつながつてくるわけです。

そこで、この林野の相続税ですけれども、とりわけ都市近郊における林野の相続税については早急に抜本的な軽減措置、これを講じるべきだと私は思いますけれども、この点はいかが考えておられるか、その二点お伺いしたいと思います。

○政府委員(秋山智英君) まず第一点の御質問でござりますが、財産管理的色彩の強い現行法体系

たれておるわけでござります。今回の法改正との関係で見てまいりますと、森林組合自身はこの森林整備計画の具体的な実施という面におきまして十分協力体制がとり得るようになつておりますし、したがいまして改めて調整規定を設けることは必要ないではないかといふに考えております。私ども、いま触れましたように、今後の森林整備計画をつくるに当たりましても十分森林組合が地域の林業の担い手となり得るようにはひとつ努力をし、運用を適切にしてまいりたいと、がようく考えておるところであります。

○鶴岡洋君 まだ時間がありますから、最後に簡単に申し上げますから簡単に答えてください。

単に申しますから簡単に答えてください。

保続培養の原則ですけれども、いま言つたように財産管理的の色彩が濃いこの法体系のもとで保続培養の原則が貫けるかどうか、これが一つ。

方あるわれてこまじめの結果をもたらす  
画に基づきまして全国の国有林を八十の地域の施  
業計画区に分けまして、そこで地域施業計画を立  
てまして、森林の持っておりますところの公益的  
機能を整備充実しつつ森林生産の保続培養をして  
いるわけでございまして、これは現在の体系でい  
は十分保続培養は達し得るというふうに理解をし  
ております。

なお、相続税につきましては林政部長から答弁をいたさせます。

あります場合には十五年の延納、そしてまたその場合の延納利子につきましても、通常の不動産等は五・四でございますが、四・八%というふうな軽減税率が適用をされておるわけでござります。そのほか、いま評価のお話がございましたが、保安林等の評価につきましては、保安林に指定をされると土地の形質変更が規制をされますし伐採につきましても、柵伐とか場合によつては伐倒といふうなことにもなつてまいります。そいつた度合いに応じまして二〇%から七〇%の減額の道が開かれておるわけでございまして、都々近郊におきましてもこういった保安林等につきましては評価の減額の制度がとられておるわけでございます。

○鶴岡洋君 どうもありがとうございました。  
うに思つております。

○委員長(下条進一郎君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、内藤健君、秦野章君及び桧垣健太郎君が委員を辞任され、その補欠として佐々木満君、関口恵造君及び田代由紀男君がそれぞれ選任されました。

市町村の役割りを非常に法律的にも明確に位置づけてきたところにあると思うんです。そういうことになりますと、やはり専門的な知識を持つた林業普及指導職員がより地域的に密着して指導していく、あるいは助言をしていくことが重要になってくると思うんです。

そこで、林野庁が五十五年十月に実施しました広報室の林業の普及指導の問題についての五十市町村長からアンケートをとった際の、四十四市町村長に聞くということでまとめられた中からお知らせしてみたいと思うんですが、これは鳥取県の日南町ですか、ここでは林業の普及指導についてぜひ充実を要望したい、こう言つておりますし、それから鹿児島県の出水市ですか、県の普及職員が市町村に駐在する制度が欲しい、こういうふうにも述べられております。それから島根県の掛合

町ですか、ここは各町村に張りつきの勤務ができるような制度にしてほしい、こういうことで、そのほかもこの林業の普及指導についてかなり御要望が強いわけです。

それから、昭和五十七年度の、これは林野庁の研究普及課で行った「東北・北海道ブロックシンポジウムの概要」というか、それを見せていただきますと、この普及指導職員の問題につきましてこう述べてあるんですね。現状と問題点、「業務、林業諸施策が多様化されるのに伴い、普及指導職員の分担する事務量も急増してきている。そのため、普及客体との接觸の機会が次第に少なくなりつつある」、こういうことを指摘されておりま

さるに、五十七年の三月に林野庁の研究普及課が林業普及指導職員についての意向調査をしてその結果がまとめられているわけです。幾つかあるわけですが、一番目に、その普及指導業務と一般行政業務との関係のところで、一般行政の方がどうもウェートとして重くなるというふうにお答えになつてているのが、前回の調査のときは三二%だったのが今回四九%になつていて、さらに一般行政の仕事に追われ普及の仕事が満足にできないことがありますかと、こういう問い合わせをしてしばしばあると答えていたのが、前回は四八%だったのが今回は五七%ということです、非常に一般行政の方に指導が偏っている、専門の方がなかなかできないと、こう言つておられるわけですね。

○政府委員(秋山智英君) 普及指導職員は、日ごろから現地におきまして森林所有者等に対しまして直接普及指導を行つておるわけでございまして、地域の林業を最もよく知る者の一人だろうと思ひます。そこで、私ども今回の法改正によりますところの森林の整備計画制度の推進を図るために

たりましても、やはり普及職員の果たす役割りが大きい、というふうに理解しています。具体的には、この森林整備計画を策定する場合の助言であるとか、あるいは間伐保育をする場合の技術的な指導であるとか、あるいは分収育林に関する知識の啓蒙普及の問題であるとか、いろいろとそういうことを担当することに相なると思います。したがいまして、私どもやはり現地の要請に合つた形でこの林業の普及指導事業を進めてまいりたいと考えております。

いま、先生いろいろと御指摘が、具体的なアンケート調査等でお話があつたわけでございます。五十七年一月の研修生の対象については、五十三名の皆さんのお見聞聞いたというふうに調査の内容はなつておりますが、これは全体の意向ではないにいたしましても、そういう考え方が出でましたといったことは、今後の普及指導事業を進めに当たりましては十分配慮せんやならぬと思つておりますし、またその中におきまして、一般行政事務とこの普及指導の関係でございますが、これは御承知のとおり、やはりある意味におきましては、その盾の反面になる面もござりますので、密接に連携をとりながら進めてまいることも必要であると思いますが、それが過度になるということはやはりこれは適当ではございませんので、私は從来から五十五年以降のいろいろの調査等も踏まえまして、連携を取りつもやはり効率的な普及指導事業が進め得るようこれからも進めてしまひたいと思っております。

○下田京子君 現実に人数が行政の簡素化といふことで減つてゐるわけで、先ほどの市町村からの要望にこたえ得るか、現在でも問題はあるということなのにそれがまた減らされているという点では、長官がどのように述べられようとも対応するにはなかなか大変だというのが一つはつきりしましたと思うのです。

さらに問題なのは、今回の改正案で林業普及指導事業に対する国の助成の問題ですね、これが必要な費用の二分の一を補助するという定率補助、これを今回は交付金を交付するというかつこうで、他の委員からもいろいろ御指摘がありましたが、これは交付金を交付するというかつこう

で改正是、これによつて都道府県の自主性が発揮されるんだということで、先ほどから長官も御答弁されておりますけれども、問題は、やはり国の負担責任が法律的に後退した。そしてまた、普及指導事業を国と地方公共団体が今まで一体になつてやつてきた現行制度ですね、これが後退していくことにもなりかねない問題がはつきりしてやつたといふことにもなりかねない問題がはつきりしていると思うんですけども、現実

百九十五条の規定は、これは地財法が五十一年に改正されたときに、現行のようになつたと思うんです。旧百九十五条がどうで、現行百九十五条にはどんな理由で改正されたのか、その辺のいきさつをお述べください。

○下田京子君 申しけけないけど長官、私、全体で三十分しかないんです。端的にお答えいただきたいと思うのですが、いま現地の要請にこたえていくのか、その辺どうお考えになつていますか。

○政府委員(秋山智英君) 普及指導職員は、日ごろから現地におきまして森林所有者等に対しまして直接普及指導を行つておるわけでございまして、地域の林業を最もよく知る者の一人だろうと思ひます。そこで、私ども今回の法改正によりますところの森林の整備計画制度の推進を図るために

りますと、いま言つたように長官は現地の要請にこたえていきたいと、こういうことを言つておるわけですけれども、やはり問題じゃないかと思うのですが、明確にお答えください。

○政府委員(秋山智英君) 行政の簡素化という問題については、國も各地方公共団体もそれぞれ進めていくことが一つの現在課せられた課題でござります。そういう中でありますと、私どもはやはり普及指導事業というものの重要性というものを十分理解しているわけでございますから、そういう体制の中におきまして、やはり必要な普及指導事業が十分なし得るように対処してまいりたいと思っております。

○下田京子君 現実に人数が行政の簡素化といふことで減つてゐるわけで、先ほどの市町村からの要望にこたえ得るか、現在でも問題はあるということなのにそれがまた減らされているという点では、長官がどのように述べられようとも対応するにはなかなか大変だというのが一つはつきりしましたと思うのです。

さらに問題なのは、今回の改正案で林業普及指導事業に対する国の助成の問題ですね、これが必要な費用の二分の一を補助するという定率補助、これを今回は交付金を交付するというかつこうで改正是、これによつて都道府県の自主性が発揮されるんだということで、先ほどから長官も御答弁されておりますけれども、問題は、やはり国の負

担責任が法律的に後退した。そしてまた、普及指導事業を国と地方公共団体が今まで一体になつてやつてきた現行制度ですね、これが後退していくことにもなりかねない問題がはつきりしてやつたといふことにもなりかねない問題がはつきりしていると思うんですけども、現実

百九十五条の規定は、これは地財法が五十一年に改正されたときに、現行のようになつたと思うんです。旧百九十五条がどうで、現行百九十五条にはどんな理由で改正されたのか、その辺のいきさつをお述べください。

○政府委員(秋山智英君) かつての、これまでの制度におきましては、予算の範囲内におきましてかつ二分の一といふことでございます。今回は定額といふことに相なつておるわけです。

○下田京子君 明確じやないんですが、五十一年の地財法の改正のときには、それ以前の場合には「予算の範囲内において、」「二分の一以内」というふうなことで、つまりいまの規定だつたと思うんですね。地財法の第十条で定めている、つまり地方公共団体のやる仕事をついて国と地方自治

いうふうに今度法改正で変わったと思うんですが、この辺どういうふうにとらえておられるのか。考えておられます。交付金方式に変わりまして、国と都道府県の負担割合が特定し得ないことに従来の都道府県の負担金に相当する財源は引き続き地方交付税に算入されることになりますが、これは助成方式の変更によりまして、まだこの普及指導職員の配置義務も従来どおりでございますし、また配置を適正にするためには、私ども指針を出します。この確保に努力してまいりたいと思っておりますので、私どもむしろ各都道府県の特性を踏まえ、自主的に効率的にやることによりまして、この事業の安定化を図るにはなかなか大変だというのが一つはつきりしましたと思うのです。

○下田京子君 長官は実態論で後退がないよといふふうにおっしゃつておられるんですが、私は法律的にどうなんだということで尋ねておるわけですよ。そこでお尋ねしたいんですが、現行の森林法の百九十五条の規定は、これは地財法が五十一年に改正されたときに、現行のようになつたと思うんです。旧百九十五条がどうで、現行百九十五条にはどんな理由で改正されたのか、その辺のいきさつをお述べください。

○政府委員(秋山智英君) かつての、これまでの制度におきましては、予算の範囲内におきましてかつ二分の一といふことでございます。今回は定額といふことに相なつておるわけです。

○下田京子君 明確じやないんですが、五十一年の地財法の改正のときには、それ以前の場合には「予算の範囲内において、」「二分の一以内」というふうなことで、つまりいまの規定だつたと思うんですね。地財法の第十条で定めている、つまり地方公共団体のやる仕事をついて国と地方自治

体が責任を持たなきやならないということで、その二十号に「林業改良普及事業に要する経費」も入ってたと思うんです。ところが、旧森林法の百九十五条には、それが「予算の範囲内」だとかなんとかということで明確でなかつたから、五十一年の地財法の改正によって現行法にですね、「国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、林業専門技術員及び林業改良指導員の設置のため必要な費用の二分の一を補助する」と、こういうふうに変わつたと思うんです。そりゃないですか。

○政府委員秋山智英君　お答え申し上げます。

五十一年の改正におきまして、地財法上も森林法上も二分の一ということを明確にしたわけでございます。

○下田京子君　要するに、第十条に規定されたこの国の責任、それから地方自治体との負担割合、これは第十一條でも明記してあるんですね。それらを受けて法律が改正されて、旧百九十五条の「予算の範囲内」だとか、「二分の一以内」だとかいうふうなあいまいでなくて、きっちと必要な二分の一を国が持つんだと、法律的に國の責任を明確にした、これが現行百九十五条だと思うんです。それを今回法改正に基づいて「国は、都道府県に対し、次に掲げる事業について、交付金を交付する」というかつこうでもつて削つてしまつたんですね。ということは、これは十数から外されますから十一条からも外されますし、あるいは財政的にきちんと責任が明確に位置づけられていく地財法の十二条の二のそこからも外されるといふうことになりますし、自治省と算入については口頭了解というふうなことも必要になつたと聞いております。ですから、法律的には非常に國の責任が財政措置上で後退したということは明確になつてゐるわけです。どうですか。

○政府委員秋山智英君　法律的には第十六条、「補助金の交付」の支出に位置づけられるわけですがございますが、ここに位置づけられたということがだけで後退ということには相なり得ないわけでありまして、やはり今までこれは県の自主性

○下田京子君　法律的には後退したというのは明確じやございませんか、地財法の第十条から十六条に移行したわけですかから。ですから、その議論はいま私が言つたことの経過等をもう一度長官に考え方直していただければわかります。長官は現状論で、実態論で言つておられるわけですね。そしてできるだけ後退のないようにしたいと、それはあくまでも実態論でしかないと思うんですよ。國の法的な責任があいまいになつたというのは、五一年の地財法の改正の経過と理由を見ればはつきりしているということをもう一回申し上げます。

同時に、その実態論の話なんですけれども、これだつてあいまいだというのは、たとえば一〇〇〇の仕事をやろうとするときに、今までだつたら五〇〇が国が責任持つたわけですね。今度一二〇〇の仕事を地方自治体が仮にやつたとしても五〇〇しか見られないということですから、それは自治体が積極的にやつたことについて、きちんとそのことについて國が責任を持つていないと、いうことが大変私は明らかになつたと思うんです。

さらに、第二次臨調でも基本答申でもつて人件費補助の一般財源化ということを指摘されております。普及事業に対する風当たりが大変強くなつてきている中において、何かと攻撃をかわすためいろいろ考えておられるということも聞いておりますけれども、定額ということで、いまお話ししたようになり後退するという危険があると、将来的に、法律的に國の責任が明確にならないということを、今度の法改正の中で大きな問題だと思いますことを指摘しておきたいと思つんです。

そこで、次に移りますけれども、先ほども他の委員から御質問がございましたが、總理が突然外交から内政を重視するんだということでもつて、いうことを指摘しておきたいと思つんです。

うものを挙げたと思うんですね。その問題につきましてお尋ねしたいわけなんですねけれども、この前発表されました林業白書、これを見てみると、現実がどうなっているか、大都市周辺の森林が工場だとか住宅用地あるいはゴルフ場なんかで大変減少してきているんですね、緑地自体が。昭和三十五年から五十五年、この二十年間の間に森林減少率が、大阪府の場合には一三%、それから神奈川が一〇%、愛知が六%。しかも、こういう自然破壊が大都市周辺でもって拡大してきているということを一つ指摘したいと思うわけなんですけれども、この点で総理が言われた緑化推進の基本なんですかれども、やはり緑を破壊から守るというのが緑化推進の基本でなければならないと思うんですねが、その点大臣どのようにお考えですか。

——これは大臣に。基本だから。

○國務大臣(金子岩三君) 御指摘の点、從来の森林を守る、緑を守る、いわゆる荒廃した林業をどうして今後伸ばすかと。その一環にもなるうかということで、この緑化推進運動を始めようとしておるのであります。

○下田京子君 具体的に内容を見せていただいたんですけど、林野庁は「緑と花で結ぶむらとまち運動」、それから建設省は「まちの森づくり」、「並木のみちづくり」、それから環境庁は「小鳥がさえずる森づくり」、それぞれキヤツチフレーズは大変考へてあるようです。しかし、たとえば建設省の場合で、それとも、「まちの森づくり」と、こう言いながら、まあこれはまだ案の段階だと言われておりますが、一般まとめた景気対策の一環としての柱を見てみると、市街化調整区域の中でも住宅建設のために今まで二十一ヘクタールを一つの区域にしていたのを五ヘクタールぐらいで緩和しよう、こういう話なんか出ております。これはやはり問題ではないかと思います。

それからまた、推進事業の財源の問題、これも他の委員からずいぶん御指摘があつたようですが、具体的にはお答えになつていません。案を見せていただきますと、推進運動の財源対策は宝くじ

と、こういうことで年間約五十億円程度見込んで、三年間で百五十億円程度確保したいということを聞いております。しかし、これはもっぱら住民に依存していくこうというものであって、何ら具体的なことが出ていないんじゃないかと思うんです。

そこでお尋ねしたいんですけども、林野庁が打ち出しました「緑と花で結ぶむらとまち運動」、あるいは「児童・青少年のための体験的森づくり」、あるいは「高齢者のための生きがいの森づくり」、それから「都市住民の参画によるみんなの森づくり」など、諸施策が挙げられているんですねども、具体的な財政措置はどうなんですか。

○政府委員(秋山智英君) 私どもの各種の森づくりを進めるに当たりましては、從来からも国土緑化推進委員会を中心とする緑化推進の予算三億余り、さらには二十一世紀の森等の造成に一億余り、また国民の皆さんのお金によるところの緑の羽根の募金が五億余りございまして、これらの資金を有効に使いながらこれらの事業を進めてまいります。

○下田京子君 具体的にはいま私が指摘した以外に、いま私が質問したことについてはお答えになつていませんでしよう。今後対応していくわけでしょう。その宝くじのことだとなんかで対応していくみたいということでしかないと思うんですね。これもまた時間があればもうちょっと聞きたいんですけども、要するに国有林を三千ヘクタールぐらいの土地を提供するけれども、後は皆さんやつてくださいよという発想でしかないでしようし、総理大臣にしましても、新聞報道なんかによればバレンタインデーですか、二月十四日にチョコレートと一緒に苗木も贈ろうなんといふことも言って、現実的にはやっぱり、ぶち上げたけれども、何ら国の積極的な財政的な裏づけがないということを私は指摘しておきたいと思うんです。

ところで、地域問題というか、日本全体の問題でもありますけれども、木材不況というのがかなり深刻になっているのは大臣も長官も御存じだと

思います。具体的に秋田の例でお尋ねしたいんですけれども、秋田県の場合ですね、製材工場が

ピーク時昭和四十八年ですと六百六十四工場、そ

れが五十七年の八月段階では五百四十五工場に約

二割も減っています。従業員はどうかというと、

ピーク時に九千四百人おりましたが、それが六千

四百五十人で約三千人も減っております。ちょうど能代という木材の中心のところがありますけれども、その製材にかかる従業員がすっぽり消えてしまつたというふうな感じであります。そういう中で木材あるいは製品製造業関係の負債も大変なものであります。秋田県だけ八六十億円にも、大変な深刻な事態になつてゐるわけです。

政府が資金対策として国産材産業振興資金ですか、あるいはまた木材産業再編整備緊急対策事業など行つておるのはわかつております。しかし、こういったものをさらに拡大できないかといふのが関係者の強い要望なんです。具体的に申しますと、たとえば国産材振興資金の場合なんですが、秋田県では五十七年度資金枠が二十八億円でしたけれど、実際にはすでに二十九億円もう融資している。オーバーなんですね。それから、木材業者の方につきましても、國からの枠はわずか八億円なのに業界からは二十二億円もの融資の希望が出てるんです。この点でやはり大幅な資金枠拡大ということに國も手を打つていいべきではないかと思うわけですが、どうでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) 国産材産業振興資金の枠の拡大につきましては、五十八年には五十六年に比べまして若干増加したところでございますが、今後もさらにこれにつきましては、要請を踏まえまして、検討してまいりたいと思っております。

それから、木材関連産業再編整備につきましては、五十七年、五十八年、二カ年間にわたりまして実施するということで現在進めておりますが、私も現段階といつたまでは、これが計画どおりに実施するかどうかということを十分見きわめて

検討してまいりたいと、かように考えております。  
○下田京子君 検討していただきたいことなんですが、ぜひそれは対応してほしいんです。

たとえば、これは二点ほどまとめて聞きたいと思うんですけど、秋田県の場合に人工林杉、この利用の状況を見ますと、国有林の原本木依存が約五割なんですね。国有林材の決済問題というのがまた一つ悩みになつています。基本的には通常三ヶ月の延納が認められているんですけど、一月、二月はこれは延納短縮をするあるいは現金で納めなさいと、しかも三月末までにと、こうなつているんですね。これは林野庁の財政的な理由等があることは承知しているんですけど、せめてこの延納を短縮する際に国産材の振興資金なんていうものを対応させていっていいんじゃないかな。

五十六年度の場合は特別措置として実施しておきながら五十七年度はダメだということになつてはやはり問題なので、ぜひこの延納にこの資金を対応していただきたい。これが一点。

それからもう一つは、国有林材の販売面の改善なんですねけれども、安定的に販売をしてほしいと、これがまた地元の業者の強い希望なんです。いまの人工杉の販売で見ますと、需要期といわれる七月から十二月の第二半期、第三半期の販売が五十六年度で三四・四%、これが確かに五十七年では若干改善されまして四二・七%というふうになつてますけれども、もうちょっとこの点改善してほしい、こういう要望も強いわけで、この点もぜひこたえていただきたいと思います。

○政府委員(秋山智英君) 第一点の延納問題でござりますが、確かに財政事情、資金繰り等の関係もございまして、業界の御理解を得、協力を得ながら、一部の販売物件につきまして延納短縮等の措置をとつたことは事実でございます。これにつきましては、関連業界に影響を少なくするよ、起方の金融機関に対する協力要請を行ふと同時に、国産材産業振興資金の貸付限度枠の措置も五十六年十二月から一年間、これは限度額を五千万円を一億に引き上げましたのをさらに五十七年の十二

月から一年間延長するということも措置をし、極力御迷惑のかからないようなことを現在しておるところでございます。

それから二つの素材販売、秋田県の素材販売の時期の点でございますが、確かに御指摘のとおり、雇用期間の通年雇用の問題等もございまして、夏季に造林事業に従事する人たちが冬季に製品生産事業に従事されるというようなことで、冬季の販売数量が多くなる傾向がございましたが、これは最近逐次改めておりまして、徐々に平準化する方向に持ってきておりますが、これは大事なことは承知しているんですけども、せめてこの

販売数量が多くの傾向がございましたが、これは延納短縮をするあるいは現金で納めなさいと、しかも三月末までにと、こうなつているんですね。これは林野庁の財政的な理由等があることは承知しているんですけども、せめてこの延納を短縮する際に国産材の振興資金なんていうものを対応させていっていいんじゃないかな。

五十六年度の場合は特別措置として実施しておきながら五十七年度はダメだということになつてはやはり問題なので、ぜひこの延納にこの資金を対応していただきたい。これが一点。

○国務大臣(金子岩三君) 適切な御指摘をいたしましたので、できるだけ善処いたします。

○伊藤郁男君 最初にお伺いをいたしましたが、今回新たに市町村による森林整備計画、これが導入されることになりまして、現行の制度下においても、適切な指導が伴えばこの森林基盤整備の促進ができると思うんですが、何ゆえにこの

計画に基づき市町村長が適切に運用をしていただき、自主性を踏まえ、現地の諸事情を十分勘案し、地域の皆さんの御意見を伺いながら策定をしてほしい、この点まず最初にお伺いします。

○政府委員(秋山智英君) 最近なかなか林业は厳しい状況にございまして、森林の適正管理が困難な状況に立ち至つておるわけでございまして、私ども、地域ぐるみでやはり一体的に森林の整備に取り組むということが必要でございます。そういう見地から、今回、この森林整備計画制度を創設いたしまして、市町村の指導のもとに地域ぐるみで森林整備ができるような体制をつくりたいと考へてますけれども、地域ぐるみでやはり一体的に森林の整備に取り組むということが必要でございます。

○政府委員(秋山智英君) 改善事業というふうな各種の事業を十分この整備計画と連携をとり進めてまいりたい、それによりまして地域の林业に対し活性化を図つてしまつたと考へてますけれども、この趣旨に関連しまして、ございますけれども、この趣旨に關連しまして、十分達成し得るということを踏まえまして林业振興の観点も必要な事項は入れてます、制度の趣旨に合致する範囲でやはり森林の整備に関する基本的事項の中に入れてまいると同時に、各種の

助成措置につきまして、これはこの計画と十分連携をとり、優先的に採用させて、この計画制度が十分実効を得るようにしてまいりたい、かよう

に考えているところでございます。

○伊藤郁男君 林業は、伐採それから造林、保育、それに林道開設、開発、さらに労働力の安定確保、こういう各面における長期的、総合的な政策の確立と展開、こういうものが必要だと思います。それは当然なことだと思うんですけど、いま長官のおっしゃったように、今回の保育、間伐を中心とした森林整備計画によって果たして地域林业が振興できるのかどうか、その点の見通しあるか、お伺いします。

○下田京子君 大臣に一言最後に。  
○国務大臣(金子岩三君) 適切な御指摘をいたしましたので、できるだけ善処いたします。

○伊藤郁男君 最初にお伺いをいたしましたが、今新たに市町村による森林整備計画、これが導入されることになりまして、現行の制度下においても、適切な指導が伴えばこの森林基盤整備の促進ができると思うんですが、何ゆえにこの計画に基づき市町村長が適切に運用をしていただき、自主性を踏まえ、現地の諸事情を十分勘案し、地域の皆さんの御意見を伺いながら策定をしてほしい、この点まず最初にお伺いします。

○政府委員(秋山智英君) 森林の整備計画を策定するわけでございます。したがいまして、この計画に基づき市町村長が適切に運用をしていただき、自主性を踏まえ、現地の諸事情を十分勘案し、地域の皆さんの御意見を伺いながら策定をしてほしい、この点まず最初にお伺いします。

○伊藤郁男君 そこで関連をしてお伺いをするのですが、この森林整備計画制度を創設いたしまして、市町村の指導のもとに地域ぐるみで森林整備ができるような体制をつくりたいと考へてますけれども、地域ぐるみでやはり森林の整備に取り組むということが必要でございます。

どういう効果があるのだろうか、これが第一点。また、この勧告が森林所有者の私有権の制限を強化するようになるのではないか、こういうように危惧されるわけですが、その勧告と私有権の調整についてどう考えておりますか、お伺いをいたしま

○政府委員秋山智英君) この勧告は御承知のとおり強制力を持つものではございません。しかしながら、私ども、この新しい、今度の検討していくだけますところの法に基づきまして、まずはこの間伐、保育の実施についての勧告をする、それからさらには、森林の所有権の移転についての協議の勧告、さらには調停案の受諾の勧告と、一律の手続を有効適切に活用することによりまして、森林所有者の皆さんとの経営意欲を高めることができますし、もちろん、先ほど触れましたように、各種の助成措置もこれに関連づけて進めることでございますので、十分この効果は出てくると思います。

それから、この私有権との調整の問題で二点あります。この間伐あるいは保育というふたな業務行為と申しますのは、本来やはり森林所有者が必ずから私的な経済活動の一環としてやるものであるわけですが、これを法律的にその行為を義務づけるか、あるいはどの程度の強い担保措置で実行させるかというの、やはり間伐あるいは保育といいうものの公益上の必要性と、もう一つは、森林所有者の経済的な負担と、そのバランスではやはり決まってくると思いますが、今回のこの間伐あるいは保育と申しますのは、一般的には、これが適正に行われないということだけで直ちに災害等重大な損害を与えるということに相ならぬわけでありますので、私どもは、やはり勧告という一つの行政上の指導的な措置によりまして、十分この森林所有者に対して、先ほど触れましたような形で有効的に進め得るというふうに考えておるわけあります。

については、やはり森林所有者の経営意欲の把握、こういうものも含めまして、これらの業務と/or/ものは、私はきわめて精度の高い調整能力とか、事務能力というか、あるいは技術、こういうものが必要であろうと、こういうように私は思つてゐるわけですが、ところで、現在の市町村の執行体制の中で果たしてそれだけの対応能力があるのだろうか、こう考えますと、ちょっと心もとない感じでありますけれども、それと、やっぱりこれだけの能力を身につけなきやならぬとすれば市町段階で人材の新しい配置とかあるいはそれに予算も伴うと、こうしたことになつてかなり市町村段階で負担が伴つてくるのではないかと、こういうふうに思うんですが、その点はどうなのかな。それともう一つは、林野庁としてそういう市町村の執行体制を強化するためにどのような指導をしていこうと考えておりますか。その点を二点お伺いします。

については、やはり森林所有者の経営意欲の把握、こういうものも含めまして、これらの業務とか、事務能力というか、あるいは技術、こういうものが必要であろうと、こういうように私は思つてゐるわけですが、ところで、現在の市町村の執行体制の中ですべてそれだけの対応能力があるのだろうか、こう考えますと、ちょっと心もとない感じでありますけれども、それと、やっぱりこれだけの能力を身につけなきやならぬとすれば市町村段階で人材の新しい配置とかあるいはそれに予算も伴うと、こういうことになつてかなり市町村段階で負担が伴つてくるのではないかと、こういうふうに思うんですが、その点はどうなのかな。それともう一つは、林野庁としてそういう市町村の執行体制を強化するためにどのような指導をしていこうと考えておりますか。その点を二点お伺いします。

○伊藤都男君　間伐や保育などを推進していくた  
めには、りっぱな森林整備計画だけあっても私は  
意味がないと思うんですね。やっぱり林業の活  
性化のためには、何といいましても森林を持つて  
いる者、そういう所有者や林業に携わっている者、  
こういう者の熱意にかかわってくると、こういう  
ように私は思っているわけです。そのためには、  
森林の役割に対する理解と認識を高めていく、  
と同時に林業生産活動の安定性、すなわち生産、  
流通、加工の体制の強化、あるいは間伐材の需要  
の拡大及び価格の安定、こういうものが緊急な課  
題であると思いますけれども、これらの問題に対する  
対策はどうなのかお伺いをします。

○政府委員(秋山智英君)　間伐を適切に進めるた  
めには、当然のことながら生産、流通、加工体制の  
整備がきわめて重要であることは当然でございま  
す。したがいまして、私どもこれから政策を進  
めるに当たりましては、地域の林業の振興と  
いう立場から、川上、川下が一体となりまして、地  
域の林業振興にお互いに話し合いながら協定を結  
び進めてまいりたいことに相なるわけでござい  
まして、その一環としていたしまして、五十八年から  
は国産材の安定供給対策事業というのを計画して  
おりますが、これらはそれらの有効なこになる  
だろうと思います。

それから間伐材自身につきましては、五十六年  
から間伐促進のための総合対策事業を進めており  
ますが、さらにそれと関連いたしまして、改善資  
金の中での団地間伐促進資金を活用するとか、あ  
るいは間伐材高度利用施設資金、特認間伐施設資  
金というふうなものを活用しながら、一方におき  
まして林道、作業道というもののもより一層こうい  
う地域にはひとつ計画をしていきたいと考えてお  
ります。

なお、価格安定の問題につきましては、非常に  
大事なことでございますが、私どもやはり現段階

○伊藤都男君　間伐や保育などを推進していくためには、りっぱな森林整備計画だけあっても私は意味がないと思うんですね。やっぱり林業の活性化のためには、何といましても森林を持つている者、そういう所有者や林業に携わっている者、こういう者の熱意にかかるべくすると、こういうように私は思っているわけです。そのためには森林の役割に対する理解と認識を高めていくと同時に林業生産活動の安定性、すなわち生産流通、加工の体制の強化、あるいは間伐材の需要量の拡大及び価格の安定、こういうものが緊急な課題であると思いますけれども、これらの問題に対する対策はどうなのかお伺いをします。

○政府委員(秋山智英君)　間伐を適切に進めるためには、当然のことながら生産、流通、加工体制の整備がきわめて重要であることは当然でございまるところからこの指定をいたしまして整備計画を立て、実行に移してまいりたいと、かよう考へておるところでございます。

においては、需要の三分の二が外材でござりますので、やはり需要に見合った形で外材を円滑に入していくという、そういうためにいろいろな施策を講ずると同時に、国産材につきましては、外材に拮抗できるようなやはり生産基盤を整備し、体制をつくるというようなことで対処してまいりたいと考えております。

○伊藤郁男君 それでは林業普及制度に関連をしてお伺いをしますが、今度は国の助成が交付金方式へ変更と。この変更是都道府県そのものが直接的な義務を感じなくなると、義務づけを感じなくなると、こういうマイナス効果があるのではないか。それが林業普及活動の水準を低下させることにつながるのではないかという危惧もあるんですか、その点はいかがでしよう。

○政府委員(秋山智英君) 林業普及指導事業につきまして交付金方式を導入いたしましても、從来のやはり都道府県の負担部分に相当する財源は地方交付税に算入されることになつておりますので、必要な経費も確保されるわけでござりますし、むしろ国が都道府県の自主性を尊重しつつ有効適切にこの事業を進めていただくと、また職員の配置につきましても、林野庁から具体的に配置の指針等もつくりまして、予算の配付等においては県と話し合いながらその体制については十分普及指導ができるようにしてまいりたいと考えておるところでございますし、またこの林業普及指導事業の交付金は、もちろんこれは国の義務的国庫支出でござりますので、私どもは十分今後後退することないようになります。いま申し上げましたような考え方で進めてまいりたいと思っております。

○伊藤郁男君 次に、分収育林についてお伺いをいたしますが、分収育林契約の募集制度を円滑に実施していくためには、多くの費用負担者の応募がなければいけませんですね。それから国民の緑資源に対する要請の高まりとか、森林、林業に対

においては、需要の三分の二が外材でござりますので、やはり需要に見合った形で外材を円滑に入していくという、そういうためにいろいろな施策を講ずると同時に、国産材につきましては、外材に拮抗できるようなやはり生産基盤を整備し、体制をつくるというようなことで対処してまいりたいと考えております。

○伊藤郁男君 それでは林業普及制度に関連をしてお伺いをしますが、今度は国の助成が交付金方式へ変更と。この変更是都道府県そのものが直接的な義務を感じなくなると、義務づけを感じなくなると、こういうマイナス効果があるのではないか。それが林業普及活動の水準を低下させることにつながるのではないかという危惧も有るんですか、その点はいかがでしよう。

○政府委員(秋山智英君) 林業普及指導事業につきまして交付金方式を導入いたしましても、從来のやはり都道府県の負担部分に相当する財源は地方交付税に算入されることになつておりますので、必要な経費も確保されるわけでござりますし、むしろ国が都道府県の自主性を尊重しつつ有効適切にこの事業を進めていただくと、また職員の配置につきましても、林野庁から具体的に配置の指針等もつくりまして、予算の配付等においては県と話し合いながらその体制については十分普及指導ができるようにしてまいりたいと考えておるところでございますし、またこの林業普及指導事業の交付金は、もちろんこれは国の義務的国庫支出でござりますので、私どもは十分今後後退することないようになります。いま申し上げましたような考え方で進めてまいりたいと思っております。

○伊藤郁男君 次に、分収育林についてお伺いをいたしますが、分収育林契約の募集制度を円滑に実施していくためには、多くの費用負担者の応募がなければいけませんですね。それから国民の緑資源に対する要請の高まりとか、森林、林業に対

する理解、それからこれらの森林事業に対する認識の深まり、こういうものが不可欠の条件になるわけですが、いまの都市住民等の意向、この分収契約制度に対する都市住民の意向などはどのように把握されておるのか、これをお伺いします。同時に、立木価値の評価とか、育林費用の見積もりとか、あるいは将来見通し等々、分収育林契約者あるいは契約をしたいと考えている応募者に対して、これらの問題をどのように周知していくのか、その点の対策をお伺いします。

○政府委員(秋山智英君) 分収育林の制度を導入するに当たりましては、五十一年から公有林を対象といたしまして、林野庁指導のもとに特定分収契約設定促進特別事業ということでこれを進めてまいりました。また、さらに五十六年以降は、国土緑化推進委員会による指導事業といたしまして、やはり公有林に対しまして特定森林造成活動推進事業ということで進めてまいったわけでございまして、これを進めるに当たりまして、具体的にどの程度これに対する反響があり理解があるかということを見てまいりますと、まず応募しました口数というのが募集員をはるかに上回っているというふうなことで、非常に好評であつたわけであります。

それから、昨年の十月に全国の十一の都市におきまして、この分収育林契約に関する意向調査というのを実はやつたわけでございます。その中で、多くの都市におきまして、やはり費用負担者として、この契約への希望、参加する人が過半を占めておつたと、調査対象者の過半を占めておつたうことで、非常にこれにつきましては都会の方々も意欲的であるわけでございます。

この実施例あるいは意向調査の結果を見てまいりますと、契約の期間だとかあるいは応募する場合の一口当たりの金額であるとか実施者の信用度の問題、あるいは費用負担者募集の情報の提供といふうな問題を適切に運用していくと、やはり国土の緑化あるいは森林造成、緑との触れ合い等から、相当これに対する希望者は上るという

可能性があるというふうに私ども理解しております。

○伊藤郁男君 その意向調査の中身を拝見さしていただきますと、同じ県の中とかあるいは近県で容易に行ける場所、こういう範囲に投資する希望者が多い、そういうことでござりますので、交通不便な山の奥とか道路が余りないようなところ、そういうところが結局取り残されていくのではなかと、こういうように思うんですが、これについてはどう考えていますか。

○政府委員(秋山智英君) 御指摘のとおり、この意向調査を見てまいりますと、やはり居住している都道府県内とかあるいは居住している都道府県から交通の便利なところを希望する方々がそれぞれ三七、二八%ということでありまして、比較的容易に現地へ行けるという範囲での希望が多いことは事実でございます。

そこで、交通不便な奥地への投資の問題が懸念されるわけでございますが、分収育林の対象地と申しますのはやはり人人工林でございまして、どちらかと申しますと、林道等の整備がされているわけでありまして、輸送機関その他においても天然林の地域よりも交通は利便でございます。また、全国どこでも自然の姿がより多く残されているところがよいという人も一八%を占めているわけでございます。

私どもは今後御理解をいただきながらこの林道開設をもちろんこれから進めていくわけでございまして、この契約への希望、参加する人が過半を占めておつたと、調査対象者の過半を占めておつたうことで、非常にこれにつきましては都会の方々も意欲的であるわけでございます。

○伊藤郁男君 また関連をしてお伺いをするわけですが、契約希望者が多いというんですかね、非常に興味を持っている人が多いことはわかるわけですが、この育林の利回りは三%前後、非常に低く、そしてしかも回収期間が長期間に及ぶ、こういうことで、したがって、いま興味を持つて契約をしたいと考えている人が多いでしょけれど

も、将来ですね、そういうことの条件からいいままで、分収育林への応募というものが次第に困難になってくるのではないかという予測も立つわけになりますが、この利回りの向上のためにどのように対策を考えられておりますか、もしお考えがあればどうぞお聞かせください……。

○政府委員(秋山智英君) これは林業共通的に関連する問題でございまして、私どもはやはり非常に現在厳しい状況下での林業経営でございますから、さらに林業生産基盤の整備とか、林業構造改善事業によりましては基盤を強化するという

こと、それから市町村、森林組合等が一体となり森林を適正に管理することをより積極的に進めています。それから、先ほどもちょっと申し上げました国産材の供給基地の形成というようなこと、地域の生産基盤整備と同時に地域の林業関係の皆さんと一緒になりまして、特性のある地

域林業を形成していくというふうなこと、さらには林業構造改善その他の施策によります活力ある山村の育成、担い手の確保というふうなことも進めています。それで、次にこの利回りの向上に努力をしていかなきやならぬ、かように考

えているところであります。

○伊藤郁男君 具体的にお伺いをするわけですが、森林整備法人というのがござりますですね、森林整備法人。これはどのような組織体を考えておられるのですか。

○政府委員(秋山智英君) 森林整備法人は、造林または育林の事業を行うとか、あるいは分収方式によるところの造林または育林の促進を行なうことを目的とする民法法人を考えているわけでございますが、現在、造林公社等におきまして、社

団法人の場合は、地方公共団体が総社員の表决

なれば、いま申し上げましたような造林公社あるいは林業公社の設立されてない都道府県等もござりますのですが、これらにつきましては、やはり必要と認められる場合には、整備の状況を見なが

らだんだんと設立するよう指導してまいりましたい、かのように考えております。

○伊藤郁男君 最後になりましたけれども、林業を取り巻く厳しい環境、しかも農山村が過疎化が進行している、こういう中で林業後継者の育成、優秀な労働力の確保、こういうものが、先ほども長官からお話をございましたように、ひとり民有林あるいは国有林、こういうことだけではなく、やつぱり官民一体となつた地域山村振興対策、林業振興策、こういうようなわゆる総合林政の推進がいまこそ必要ではないかと思います。

特に、いかに制度だけがすぐれておっても、これに携わる人がやつぱり優秀でなければその実効は期し得ない、こういうように思います。特に、林業というのは労働集約度の高い仕事でござりますから、したがつていま非常に低位に置かれている林業従事者の待遇改善というんですか、他の産業並みの待遇、こういうものに十分に配慮をしていかなければならぬと思いますが、その点についての御見解をお伺いして、終わります。

○政府委員(秋山智英君) これから林業振興を進めるに当たりましては、御指摘のとおりに、国有林、民有林を含めました一貫性ある、地域の特徴を生かした政策によりまして推進していくなければならぬと考えております。そういう意味におきまして、今回の市町村によるところの森林整備計画制度の導入というのは、それに活を与える大きな役割を果たすと考えておりますので、これをここにしまして、関係するところの各種の林業施策を有効、適切にみ合わせながら地域林業活性化に努めてまいりたいと思います。

そこで、後段の御質問でござりますけれども、やはり林業振興、森林資源の整備を図る上で大事なことは、これに從事する方々でござりますので、

林業労働に従事する方々の就労条件の向上、あるいは安定的確保のための施策をこれまでいろいろと進めてまいりますが、さらにこの林業労働力の対策につきましては、魅力ある林業になり得るよう、また、林業に従事する方々の福祉の向上を図るための施策をより一層積極的に進めまいらなければならない、かように考えておるところであります。

○委員長(下条進一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認めます。本案の修正について下田君から発言を認められておりまので、この際、これを許します。下田君。

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、本案に対し修正案を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

わが国の人工林の大半が成育途上にあり、間伐や保育が急務であること、そのため市町村の役割りを制度的に明確にし、森林の整備推進に積極的な参画の道を開くことの重要性については否定するものではありません。しかし、政府案は、その運用によっては大手資本や大山林地主への林地とつなげ取り組むという普及事業の本来のあり方を変え、普及事業の縮小、後退につながるものであります。

わが党の修正案は、こうした危険な内容に歴止めをかけ、眞に地域林業の振興を図るためにものであります。

その内容は、第一に、市町村が策定する森林整

備計画について、地域の林業関係者、住民の意向を反映させるため、計画の策定前に、あらかじめ公聴会の開催などにより意見を聞くことを義務づけたことです。

第一は、市町村長が森林整備計画に基づき、早急に間伐等を実施すべき森林の所有権などを指定する者に移転する勧告を行つ場合、地方公共団体、林業公社、森林組合、学校設置者等を指定するよう、指定の優先順位を明記するものです。

第三は、都道府県知事が行う分取林契約締結のあつせんの場合も、造林者または育林者について同様の優先順位の規定を明記しています。このことは、分取林契約において地域の林業振興に役立ち、かつ一般応募者の利益保護のためにも、私人よりも公的団体を優先するという考え方によるものです。

第四に、林業普及指導事業の助成方式については現行どおりで行うこととし、改正案の規定を削除するものです。

以上が修正案の内容及び趣旨です。委員各位の御賛同をお願いして、説明を終わります。

○委員長(下条進一郎君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○下田京子君 私は日本共産党を代表して、森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、林業普及指導事業に対する助成方式の変更は、国と地方公共団体が一体となつて取り組むという普及事業の本来のあり方に対する助成方式を定率補助方式から交付金方式に変更することについてです。これは第二回臨調の普及事業の見直しや人件費補助の廃止という指摘に沿つたものであり、地方財政法上も国の負担義務があいまいにされ、国と地方公共団体が一体となつて進めるという普及指導事業のあり方を大きく転換する第一歩と言わざるを得ません。今後、軍拡、大企業奉仕の行政改革が強行されるならば、補助金の大幅削減、普及指導員の削減など、林業普及指導事業の重大な後退につながることです。

わが党の修正案は、こうした危険な内容に歴止めをかけ、眞に地域林業の振興を図るためにものであります。

その内容は、第一に、市町村が策定する森林整備計画について、地域の林業関係者、住民の意向を反映させるため、計画の策定前に、あらかじめ公聴会の開催などにより意見を聞くことを義務づけたことです。

第一は、市町村長が森林整備計画に基づき、早急に間伐等を実施すべき森林の所有権などを指定する者に移転する勧告を行つ場合、地方公共団体、林業公社、森林組合、学校設置者等を指定するよう、指定の優先順位を明記するものです。

第三は、都道府県知事が行う分取林契約締結のあつせんの場合も、造林者または育林者について同様の優先順位の規定を明記しています。このことは、分取林契約において地域の林業振興に役立ち、かつ一般応募者の利益保護のためにも、私人よりも公的団体を優先するという考え方によるものです。

第四に、林業普及指導事業の助成方式については現行どおりで行うこととし、改正案の規定を削除するものです。

以上が修正案の内容及び趣旨です。委員各位の御賛同をお願いして、説明を終わります。

○委員長(下条進一郎君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○下田京子君 私は日本共産党を代表して、森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、林業普及指導事業に対する助成方式を定率補助方式から交付金方式に変更することについてです。これは第二回臨調の普及事業の見直しや人件費補助の廃止という指摘に沿つたものであり、地方財政法上も国の負担義務があいまいにされ、国と地方公共団体が一体となつて進めるという普及指導事業のあり方を大きく転換する第一歩と言わざるを得ません。今後、軍拡、大企業奉仕の行政改革が強行されるならば、補助金の大幅削減、普及指導員の削減など、林業普及指導事業の重大な後退につながることです。

案文を朗読いたします。

森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、最近の森林、林業をめぐる厳しい諸情勢を克服し、林業の振興と山村地域の活性化に資するため、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、森林整備計画の樹立に当たっては、市町村の自主性を尊重するとともに、森林所有者及び計画実施に当たっての林業関係者等による会議の開催等により、関係者の意見を聴取するよう指導すること。

二、森林整備計画の樹立及びその実効性の確保を図るため、市町村における林業行政体制の充実に努めるとともに、間伐、保育をはじめとする各種林業施策に係る助成措置等を関連づけて実施し、森林の整備と林業の振興が図られるよう努めること。

三、林業普及指導事業に係る助成が定額交付金方式に改正されることに伴い、物価、賃金等の変動によつても本事業の推進に支障を生ずることのないよう事業水準、予算の確保に努めるとともに、都道府県における普及指導員の確保とその資質の向上に努めるよう指導すること。

四、分取林契約制度の円滑な普及を図るために、契約の締結、造林、育林費用の使用、災害等の場合の損害てん補措置の活用等について適切な指導を行い、契約に基づく適正な施業の確保と費用負担者の正当な利益の保護に努めること。

五、木材の需給と価格安定を図るために、製材、木製品等外材輸入の適正な調整機能を發揮するよう努めるとともに、国産材の需要の拡大とその安定供給体制を確立するための施策を

積極的に推進すること。

また、間伐等の施業を促進するため、森林組合等事業実行体制の整備に努めるとともに、間伐材の需要の拡大及び作業路網の整備に資する各般の措置を講ずるよう努めること。

六、山村地域の活性化と林業生産活動の活発化を図るため、林業後継者の育成確保に努めるとともに、林業労働に従事する者の雇用の確保、各種社会保険の適用等労働条件の充実を図るよう努めること。

七、森林が緑資源の確保及び国土の保全等に果たす役割的重要性にかんがみ、国の積極的な施策を推進するとともに、都市住民をはじめ国民の森林・林業に対する理解と協力を深めること。

右決議を講ずること。

以上でござります。

○委員長(下条進一郎君) ただいま鶴岡君から提出されました附帯決議案を議題として採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

以上でござります。

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めます。

○委員長(下条進一郎君) ただいま鶴岡君から提出されました附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、金子農林水産大臣から発言を求められておりままでの、この際、これを許します。金子農林水産大臣。

○國務大臣(金子岩三君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして十分検討の上善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(下条進一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、農業改良助長法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。金子農林水産大臣。

○國務大臣(金子岩三君) 農業改良助長法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業の振興を図る上で、最も基本的なものは、技術の開発と普及であります。このため、從来から農業改良助長法に基づき、農業に関する試験研究を助長するとともに、都道府県が農林水産省と共にして行う協同農業普及事業を実施しているところであります。

現下の農業、農村は、一部の農産物の供給過剰、土地利用型農業の規模拡大の停滞、兼業化や混住化による農村社会の活力の低下等の問題に直面しております。こうした中にあって、需要の動向に応じた農業生産の再編成、農業の生産性の向上、土地利用型農業を中心とした農業経営の体質強化、活力ある農村社会の形成等が農政上の重要な課題となつておおり、技術の開発、普及につきましても、このような課題に的確に対応していくことが期待されております。

こうした状況に対応するため、協同農業普及事業について、助成方式の変更と運営の方針の明確化を行い、事業運営の効率化と内容の充実を図ることとともに、農業に関する試験研究の効果的な実施を図るために措置を講ずることとし、この法律案を提出いたします。

第一に、協同農業普及事業の助成方式の変更であります。本事業につきましては、都道府県の農業の実情に応じて、その自主的、彈力的な運営を促進するため、定率負担金方式から定額交付方式に改め、これに伴い助成関連規定の整備を行つこととしております。

第二に、協同農業普及事業の運営の方針の明確化であります。本事業につきましては、生産性向上等現下の農政上の諸課題にこたえるため、農林水産大臣は事業の基本的事項に関する運営指針を定め、都道府県はこれを基本として事業の実施に資する経費につきましては、從来個別経費の積み上げにより予算を計上し、国と都道府県とが一定割合で負担し合う定率負担金方式をとつておりましたが、今回、都道府県の自主性の發揮を促進するとともに、農業をめぐる諸情勢の変化に即応した事業の効率的、彈力的な運営を図る見地から、標準、定額の交付金方式に改めるものであります。

第三に、最近における農業情勢の変化に対処し、農業に関する試験研究を効果的に推進するため、都道府県農業試験場は、農業試験場その他の農林水産省の試験研究機関に対して共同研究の実施を求めることができるものとともに、都道府県における試験研究実施体制の整備等の実情を踏まえ、農業改良研究員制度を廃止することとしております。

なお、この法律案に対する衆議院における修正の趣旨につきましては、便宜政府側から御説明申し上げます。

修正の内容は、この法律案の施行期日である昭和五十八年四月一日がすでに経過していることに応じて、施行期日を公布の日からと改めるほか、かんがみ、施行期日を公布の日からと改めるほか、農業改良研究員についての助成を昭和五十八年四月一日から廃止し、協同農業普及事業交付金を交付する規定を昭和五十八年度の予算に係る交付金から適用することとする等、所要の規定の整備を行うものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(下条進一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。小島農業園芸局長。

○政府委員(小島和義君) 農業改良助長法の一部を改正する法律案につきまして提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

まず第一に、協同農業普及事業の助成方式の変化であります。本事業につきましては、生産性向上等現下の農政上の諸課題にこたえるため、農林水産大臣は事業の基本的事項に関する運営指針を定め、都道府県はこれを基本として事業の実施に資する経費につきましては、從来個別経費の積み上げにより予算を計上し、国と都道府県とが一定割合で負担し合う定率負担金方式をとつておりましたが、今回、都道府県の自主性の發揮を促進するとともに、農業をめぐる諸情勢の変化に即応した事業の効率的、彈力的な運営を図る見地から、標準、定額の交付金方式に改めるものであります。

また、これに伴い、都道府県の負担に関する規定の整理、交付金の配分及び交付手続に関する規定の改正を行うとともに、定率の負担金について定めている地方財政法の関係規定の整理を行うこととしております。

第二に、協同農業普及事業の運営の方針の明確化であります。

現在、協同農業普及事業につきましては、農政上の課題にこたえて、高生産性農業の育成、地域農業の振興、すぐれた農業の担い手の育成等に重点を置いて推進されるよう、事業内容の刷新と効率化を図ることが強く要請されているところであります。また、助成方式の変更に伴い、從来にも増して都道府県の実情等に応じた弾力的な事業の運営が行えることとなるところであります。こうしたことから、当該事業が、事業の根幹となる内容が確実に実現されるよう、事業内容の刷新と効率化を図ることが強く要請されているところであります。また、助成方式の変更に伴い、從来にも増して都道府県の実情等に応じた弾力的な事業の運営が行えることとなるところであります。こうしたことから、当該事業が、事業の根幹となる内容が確実に実現されるよう、事業内容の刷新と効率化を図ることが強く要請されています。また、助成方式の変更に伴い、從来にも増して都道府県の実情等に応じた弾力的な事業の運営が行えることとなるところであります。こうしたことから、当該事業が、事業の根幹となる内容が確実に実現されるよう、事業内容の刷新と効率化を図ることが強く要請されています。

第三に、最近における農業情勢の変化に対処し、農業に関する試験研究を効果的に推進するため、都道府県農業試験場は、農業試験場その他の農林水産省の試験研究機関に対して共同研究の実施を求めることがあります。



○新法第十三条第一項の規定は、昭和五十八年度の予算に係る改正前の農業  
○昭和五十七年度の予算に係る改正前の農業  
算に係る交付金から適用し、

改良助長法（以下「旧法」という。）第十三条第一項

一項の負担金については、なお從前の例による。

農林水産大臣は、旧法第四条第一項又は第十

五条第一項の規定により昭和五十八年度の予算

に係る助成の申請を行つた都道府県に対し、

この法律

附則第一項ただし書に規定する規定の施行後遅

滞なく当該申請に係る提出書類（実績報告書を

除く。）を返戻し、同項ただし書に規定する規定

の施行の日から起算して二月を経過する日まで

に当該書類を改正後の農業改良助長法（以下「新法」という。）の規定に適合するように変更

した上改めて農林水産大臣に提出するよう求め

るものとする。

四月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、畜産經營の安定と拡充強化に関する請願（第二二九八号）

二、加工原料乳保証価格の引上げ等に関する請

願（第二四二号）

一、自主流通米助成制度の堅持に関する請願（第二三四三号）

第二二九八号 昭和五十八年四月一日受理

畜産經營の安定と拡充強化に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長

野県議会内 増田正敬

紹介議員 下条進一郎君

長野県の畜産は、農業における基幹部門として着実に発展してきたが、近時、畜産物消費の鈍化と畜産物価格の低迷により畜産所得は伸び悩んでおり、加えて、畜産物の輸入自由化問題について早期決着を迫られるなどその経営は極めて不安定な事態に直面している。よつて、畜産經營の安定と

拡充強化を図るために、次の措置を早急に講ずるよう強く要請する。

ともに、肉用子牛、鶏卵、ブロイラー等の価格

安定事業及び乳牛改良事業（牛群検定、種雄

牛選抜事業）を拡充強化すること。

二、配合飼料価格安定基金及び飼料備蓄制度を

拡充強化することとともに、えさ米を転作作物

として認定し、飼料穀物の国内自給率を高め

る施策を講ずること。

三、広域畜産基地の整備強化をはじめ、山林原

野、河川敷等に対する畜産利用の促進を図る

施策を講ずること。

四、畜産物の生産調整、飲用向け原料乳の流通

環境整備及び畜産物の消費拡大に対し行政指

導を強化すること。

施している用途別割当との整合性を十分考慮すること。

第二二四三号 昭和五十八年四月五日受理

自主流通米助成制度の堅持に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新

潟県議会内 高橋十一

紹介議員 長谷川 信君

自主流通米は政府米と一体となつて国民の必要量

を確保するとともに多様化しつつある米需要に即

応した価格調整機能を果たしながら全国米流通量

の四十パーセントを占めるまでに至つており、良

質米生産に対する奨励措置等自主流通米助成制度

の役割はますます重大となつてきている。しかし、

第二次臨時行政調査会の基本答申及び第三部会報

告は助成制度の縮減合理化を求めており、特に流

通促進奨励金の廃止、良質米奨励金の縮減を示

たことは良質米生産者並びに農業関係団体に深刻

な影響と不安を与えている。よつて、消費者の嗜

好に応じた消費拡大と良質米の安定供給及び適地

適産を基本として食糧政策を一層推進するため良

質米奨励金等の自主流通米助成制度を堅持するよ

う強く要望する。

生乳需給不均衡の早期回復を図るため、生産者団

体は過去四年間にわたり計画生産を実施し、全国

酪農民の懸念な努力によりその目標は達成され

ている。しかし、加工原料乳保証価格は昭和五十三

年度以降四年間据え置かれ昭和五十七年度に若干

引き上げられたが、再三にわたる生産諸資材及び

公共料金等の値上がりにより酪農經營は極度に悪

化している。ついては、酪農家の経営安定と生産

意欲の増大を図るため、次の事項を実施するよう

強く要望する。

一、保証価格の決定にあたつては生産諸資材等

の上昇分を適確に把握して算定すること。

二、限度数量の決定にあたつては、最近におけ

る生乳需給状況を十分考慮し、枠を拡大する

こと。

三、限度数量の都道府県別割当にあたつては過

去の実績を尊重するとともに生産者団体が実



昭和五十八年四月二十七日印刷

昭和五十八年四月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局